

一般社団法人柔道整復教育評価機構

**第三者評価
評価基準書**
(Ver. 1.0)

一般社団法人柔道整復教育評価機構 第三者評価基準書 Ver.1.0

1. 一般社団法人柔道整復教育評価機構（以下当機構という）の第三者評価の考え方

本評価においては、柔道整復師養成施設指定規則及び指導ガイドラインの遵守状況についての評価項目を内包し、他の評価項目と同様に自己評価報告書の内容について、各項目のエビデンスについての精査や訪問調査による検証を行うこととなります。

また、柔道整復師養成養成分野の専門学校における「分野別評価」であると同時に、教育活動や学修成果の他の経営や組織運営、財務等専門学校としての活動やしゅきみ全般を評価する「機関別評価」でもある「統合的評価」となっています。

専門学校の第三者評価は、高等教育機関としての諸要件等を備えているかを学校自ら点検し、自己評価の上作成した所定の「自己評価報告書」に基づき行います。

第三者評価の結果は、機構から公表しますが、受審校が自ら公表することによって、当該学校の教育活動への理解と信頼の向上が期待されています。

専門学校は、実践的な職業教育を行うという特徴を持っています。このことから評価の観点では、評価対象校の卒業生が活躍する業界や職種等において、今、現に求められている人材像や必要としている知識・技術・技能に基づき学修成果目標が定められ、その目標達成のために有効なカリキュラムが定められ、適切な教育活動の結果、十分な学修成果が得られているか、という点を重要視しています。

また、「職業実践専門課程」の認定校については、各認定要件への対応を専修学校教育の質の保証・向上を図るための積極的な取組として評価するため、認定要件への取組内容の記述に基づき、確認を行うこととします。

当機構が行う第三者評価は、柔道整復師養成専門学校の質保証と向上を目指すものですが、このような実践的な職業教育ならではの評価基準を打ち立てることで、本分野の専門学校教育の強みをより社会に明示することになると考えています。

2. 本機構の第三者評価基準の構成と内容

本基準において、評価事業の運営方法や実施スケジュールなどは、これまで他機関が実施した評価の経験を踏まえ、かつ、適切な評価が実施できるよう評価対象校の状況も考慮しながら計画しました。大項目、中項目、小項目（指標）の3階層により組み立てており、小項目（指標）には、点検・評価を行う際に理解しておきたい観点とチェック項目、参照資料例を列記しています。

大項目

大項目は評価基準のタイトル、まとめりとなります。基準 1～8 の8項目を設けています。

中項目

中項目は基準適合の有無を判断する基本単位です。評価においては中項目ごとに「基準を満たしている」「基準を満たしていないとは言えないが、改善を要する」、「基準を満たしていない」の評価を行います。前述した柔道整復師養成施設指定規則および指導ガイドラインと文部科学省から示された方向性を満足する項目を整理して35項目を設けています。

小項目（指標）

小項目は中項目を構成する具体的な点検項目（指標）です。この項目で中項目の確認、点検を行います。83項目を設けています。

(7) 観点

小項目（指標）には基準の考え方、背景、意味など、点検・評価を行う際に理解しておきたい事項、内容を観点として以下により示しています。

（評価の観点）

柔道整復師養成分野に適用する共通の考え方と背景、意味などの項目が求めている内容を明記しています。

（関連する観点）

学校運営及び教育活動と点検・評価に関わる外的な要因、新たに求められている留意点などを明記しています。

(イ) チェック項目

小項目（指標）が求める内容を具体的に確認するためのチェック項目により小項目（指標）の点検・評価を行います。

(ウ) 参照資料例

参照資料例には、小項目（指標）が求める内容を満足している事実を確認するために必要な客観的な証拠（エビデンス）として、各種の参照資料（根拠資料・記録・データ）を例示しています。

本機構の第三者評価モデル基準の組み立て

本モデル基準の大項目と中項目の組み立ては以下のとおりです。

基準 1 教育理念・目的・目標

- 1-1 教育理念・目的・目標
- 1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ
- 1-3 入学者の受入れ方針

基準 2 教育活動

- 2-1 教育理念、目的・目標に沿った教育課程の編成方針
- 2-2 専攻分野における業界等との連携体制を確保した教育課程の編成
- 2-3 卒業後のキャリア形成への適応性、効果
- 2-4 授業の実施
 - ①運営・評価・改善
 - ②専攻分野における臨床実習の実施
 - ③専攻分野における実践的な職業教育の実施
- 2-5 教員体制（兼務教員も含む）
- 2-6 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備
- 2-7 学生募集、入学選考
- 2-8 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準

基準 3 学生支援

- 3-1 学生の健康管理
- 3-2 学生相談
- 3-3 学生生活の支援
- 3-4 退学率の低減
- 3-5 学生の意見・要望への対応
- 3-6 卒業生への支援

基準 4 学修成果

- 4-1 専攻分野の教育活動における目標と取組の成果
- 4-2 専攻分野における就職に関する取組の成果
- 4-3 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果
- 4-4 卒業生の社会的評価

基準 5 内部質保証

- 5-1 関係法令・専修学校設置基準、職業実践専門課程認定等の遵守と適正な学校運営
- 5-2 学校評価の実施と結果の公表
- 5-3 学校評価に基づく改善の取組
- 5-4 教育情報の公開

基準 6 経営・財務

- 6-1 設置法人の組織運営
- 6-2 財務運営
- 6-3 監査の適切な実施と財務情報の公開

基準 7 学校組織・学校運営

- 7-1 学校の運営組織
- 7-2 運営方針・事業計画
- 7-3 学校における安全対策

基準 8 社会貢献

- 8-1 社会貢献・地域貢献
- 8-2 ボランティア活動

1. 用語の略称 本モデル基準では多用する用語について以下の略称を用いている。

- ・認定要件：専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程に示す要件
- ・就学支援新制度の要件：高等教育の就学支援新制度の対象となる要件

基準 1 教育理念・目的・目標

専門学校は、専門分野の教育を実践する理念と目的を持って教育活動を展開している。本項目では柔道整復師養成分野の特性を踏まえた職業教育とその理念等の基本的な方針への反映と周知、課程（学科）の育成する人材像とその背景となる人材ニーズ（人材要件）への適合、卒業認定の方針と学修成果（アウトカム）の明確化、また、求める学生像に基づく入学者の受入れ方針とその公表、周知について確認し評価する。

1-1 教育理念・目的・目標

1-1-1

教育理念・目的・目標を定め、広く周知を図っているか

■評価の観点

- ・教育を実践する上での理念と目的の文書化とその周知等に関する点検項目（指標）である。
 - ・学校は、教育理念・教育目的を文書化するなどして明確に定めた上で、それに応じた課程（学科）を設置し、その実現のための具体的な目標・計画・方法を定めることを求めている。
 - ・教育理念・教育目的は、常勤（専任）、非常勤を問わず教職員※に周知し、理解させる必要がある。また、学校に対する理解と協力を得るため、学生・保護者・関連業界等、広く社会に様々な方法で公表、周知することが求められる。
 - ・教育理念・教育目的は、時代や社会等の要請の動向に注目して、的確に対応することも必要であることから、適宜、見直し等を行うことを求めている。
- ※職業実践専門課程においては常勤（専任）だけでなく非常勤教員も含まれる

■チェック項目

- 1. 教育理念・目的・目標は文書化するなど明確に定めているか
- 2. 教育理念・目的・目標に応じた課程（学科）を設置しているか
- 3. 教育理念・目的・目標を実現するための具体的な目標・計画・方法を定めているか
- 4. 教育理念・目的・目標を教職員に周知し、理解させているか
- 5. 教育理念・目的・目標を学生・保護者、関連業界等に周知しているか
- 6. 教育理念・目的・目標を社会等の要請に的確に対応させるため、適宜、見直しを行っているか

■参照資料例

- ・学則等教育理念・目的・目標を明記した文書
- ・課程（学科）の設置趣旨、理念・目的・目標との繋がり等を明記した文書、資料等
- ・課程（学科）の教育理念・目的・目標、育成人材像、教育課程、授業内容、授業計画等
- ・教育理念・目的・目標を教職員に周知、理解させていることを確認できる資料
- ・学生便覧・ガイド、履修案内、学校案内、学校ホームページ等
- ・理事会等における教育理念・目的・目標の見直し、確認の審議の記録等

1-1-2

教育理念・目的・目標を中長期的な計画や学校における基本的な方針（三つのポリシー）に反映させているか

■評価の観点

・教育理念・目的に基づく学校の中長期的な計画と学校における基本的な方針（三つのポリシー）に関する点検項目（指標）である。

・私立学校法※では教育理念・目的を学校の中長期的な計画に反映することを求めている。これは大学を設置する法人への義務だが、専門学校のみを設置する準学校法人においても考え方は同様として設けている。

※私立学校法 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）

・教育理念・目的を学校における基本的な方針（三つのポリシー）に反映することを求めている。大学における運用※を専門学校においても考え方は同様として設けている。

※学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）

三ポリシーの策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月中央教育審議会大学分科会教育部会）

・専門学校においては私立専門学校等評価研究機構（現職業教育評価機構）の第三者評価基準※に考え方を明確にしていたが、全国専修学校各種学校総連合会においても高大接続改革を踏まえた学生募集・入試に関する指針の中で、専門学校における基本的な方針（三つのポリシー）として以下を以下の策定・公表を確認している。

①教育理念等に基づき産業界との連携により育成する人材像を明確にする（ディプロマ・ポリシーに該当）

②必要な教育内容等を設定し、実施・評価のあり方を含む教育課程編成方針を明確化する（カリキュラム・ポリシーに該当）

③学校としての学生募集方針を明確化する（アドミッション・ポリシーに該当）

※専門学校等評価基準書Ver4.0（平成 26 年度発行・私立専門学校等評価研究機構）

・学校における基本的な方針（三つのポリシー）は、教職員に周知、理解させるとともに、学生・保護者、関連業界等に周知すること、また社会等の要請に的確に対応させるための見直しも求められる。

・学科における基本方針を別途定めている場合はそれも明確にして明示することが求められる。

■チェック項目

□7. 教育理念・目的・目標を中長期的な計画に反映させているか

□8. 教育理念・目的・目標を学校における以下の基本的な方針（三つのポリシー）に反映させているか

・卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）

・教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

・入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

■参照資料例

・中長期的な計画と教育理念・目的との関係を示す資料

・学校における基本的な方針（三つのポリシー）と教育理念・目的・目標との関係を示す資料

1-2 育成人材像と関連業界の人材ニーズ

1-2-1 育成人材像が明確であり、関連業界等の人材ニーズに適合しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 課程（学科）の育成する人材とその背景となる人材ニーズ（人材要件）への適合に関する点検項目（指標）である。・ 課程（学科）の育成人材像を明確にしていること、それが柔道整復師養成分野に関連する業界の求める知識・技術、技能、態度等の人材要件に適合していることを求めている。・ 職業実践専門課程においては、学科の教育に関連する学会、業界等から選任した外部委員と学校の内部委員による教育課程編成委員会を設置し、委員会の意見を活用して、関連業界等と連携して教育を進めることが明記されていることから、この委員会において、業界の求める人材要件と育成人材像の適合を確認することができる。・ 厚生労働省におけるカリキュラム検討委員会における審議内容・方向性等にも注視した、動向に応じた対応に取り組むことも求められる。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 関連業界等が求める知識・技術、技能、態度等の人材要件を明確にしているか<input type="checkbox"/>2. 課程（学科）の育成人材像を明確にしているか<input type="checkbox"/>3. 育成人材像は、関連業界等の求める人材要件に適合しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 理事会、教育課程編成委員会等において専攻分野に関連する業界等が求める人材要件等を確認した資料、記録等・ 課程（学科）が育成する人材像を明記した文書、資料・ 理事会、教育課程編成委員会等において育成人材像が関連業界等の求める人材要件等に適合しているかを確認した資料、記録等・ 学生便覧・ガイド、履修案内、学校案内、学校ホームページ等

1-2-2

育成人材像には卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）として、卒業時における学修成果（アウトカム）を明確にしているか

■評価の観点

- ・ 課程（学科）が育成する人材像と卒業時点における学修成果（アウトカム）に関する点検項目（指標）である。
- ・ 関連業界等が求める人材要件に対応した目標（教育到達レベル等）を卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）として学修成果（アウトカム）を明確にし、それを学生・保護者、関連業界等に明示していることを求めている。
- ・ 学生が身に付ける知識・技術、技能、態度等の修得要件を明確にすることが求められる。
- ・ 就学支援新制度の要件からも、本項目に卒業認定の方針（ディプロマ・ポリシー）を卒業時における学修成果（アウトカム）として明確にすることを追加している
- ・ 学校における基本的な方針（三つのポリシー）は、初出の項目でのみ〇〇方針（〇〇ポリシー）と表記するが、以降は〇〇方針のみ表記し（ ）は表記しない、以下同じ。

■関連する観点

- ・ 就学支援新制度の要件において示された要件3の項目 4※に該当する項目である。卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施を求めている。
- ※要件3の項目4：卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施

■留意事項：各専門学校や課程（学科）等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとするとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。

■チェック項目

- 4. 卒業認定の方針には、卒業時点における学修成果（アウトカム）を文書化するなど明確に定めているか
- 5. 卒業時点における学修成果（アウトカム）を学生・保護者、関連業界等に明示しているか

■参照資料例

- ・ 卒業認定の方針、卒業時点における学修成果（アウトカム）を明記した文書、資料
- ・ 理事会、教育課程編成委員会等において卒業時点における学修成果（アウトカム）を確認した資料、記録等
- ・ 学生便覧・ガイド、履修案内、シラバス、学校案内、学校ホームページ等

1-3 入学者の受入れ方針

1-3-1 求める学生像、入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表、周知しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・求める学生像に基づく入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）とその公表、周知に関する点検項目（指標）である。・教育活動を継続的に行うために、課程（学科）の育成人材像及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学校が求める学生像、入学者の受入れ方針を文書化するなどして明確に定めるとともに、その受入れの方針を入学希望者・保護者、関連業界等に公表、周知していることを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 求める学生像、入学者の受入れ方針を文書化するなど明確に定めているか<input type="checkbox"/>2. 求める学生像、入学者の受入れ方針を入学希望者・保護者、関連業界等に公表、周知しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・求める学生像、入学者の受入れ方針を明記した文書・理事会等において求める学生像、入学者の受入れ方針を確認した資料、記録等・求める学生像、入学者の受入れ方針を公表、周知した資料・募集要項、学校案内、学校ホームページ等

基準 2 教育活動

専門学校は、教育理念・目的、教育目標に基づき教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を明確にした上で、業界等と連携して教育課程を編成し、業界等と連携して実習や演習等を行うとともに、その教育を確実に実践するために入学者の受入れ方針に基づく学生募集と入学選考を行い、教員の確保と研修、成績評価・単位認定、進級・卒業判定の明確化、学生による授業評価などの教育体制の整備を行っている。また教育運営に必要な施設・設備等の環境の整備を行っている。

本項目では、教育活動における要求事項である教育理念・目的、教育目標に沿った教育課程の編成方針、専攻分野における業界等と連携した教育課程の編成、卒業後のキャリア形成への適応性、効果の確認、実習等の実践的な職業教育の実施、教員の組織体制と資質向上への取組、教育環境としての施設・設備、入学者の受入れ方針に基づく学生募集と入学選考、成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準、授業評価について具体的に確認し評価する。

2-1 教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成方針

2-1-1 教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、学校の教育理念・目的、教育目標に基づく課程（学科）の職業実践専門課程としての教育課程の編成方針等に関する点検項目（指標）である。・ 教育理念・目的、教育目標と課程（学科）の繋がり等を明記した上で、教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を文書化するなどして明確に定めることを求めている。・ 認定要件では教育課程の編成とはカリキュラム編成全般を意味しており、授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む※としている。 ※「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項 <ul style="list-style-type: none">・ 法令等による指定学科、養成施設等（以下「指定養成施設等」という。）の場合は、学校の教育理念・目的、目標と指定規則等に定める教育課程とのつながり等を明確にすることが求められる。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を文書化するなど明確に定めているか<input type="checkbox"/>2. 教育課程の編成方針に基づき教育課程を体系的に編成しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 教育課程編成規程等、教育課程の編成方針を明記した文書・ 理事会等において教育課程の編成方針を確認した資料、記録等

2-1-2 指定規則・指導ガイドラインの位置づけを明確にしているか
<p>■評価の観点</p> <p>教育理念・目的・目標に沿った教育課程の編成に際し、カリキュラム全体において指定規則・指導ガイドラインをどう捉えているのかを問う項目（指標）である。</p> <p>教育課程編成において、指定規則・指導ガイドラインにはない教育要素、具体的な科目を設定する意義、指定規則・指導ガイドラインとの関係性などが勘案されていることが求められる。</p>
<p>■チェック項目</p> <p>□3. 教育課程編成において指定規則・指導ガイドラインの位置づけを明確にしているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムにおいて指定規則・指導ガイドラインとの適合性がわかる資料 ・カリキュラムにおいて指定規則・指導ガイドラインの位置付けを示した資料

2-1-3 教育課程は専攻分野における学修成果（アウトカム）を得られるように編成しているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、教育課程の編成と教育内容等に関する点検項目（指標）である。 ・明確にした学修成果（アウトカム）を得られるよう授業科目を配置し、適切な教育内容を提供することを求めている。
<p>■チェック項目</p> <p>□4. 学修成果（アウトカム）を得られるよう授業科目を配置し、適切な教育内容を提供しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程（学科）の教育課程 ・授業科目構成と考え方、内容を明記した資料等 ・授業計画（シラバス・コマシラバス）

2-2 専攻分野における業界等との連携体制を確保した教育課程の編成

2-2-1

教育課程編成過程において、教育課程編成委員会及び業界等との連携体制を確保して教育課程を編成しているか

■評価の観点

・職業実践専門課程の認定要件であり、専攻分野における業界等※と連携した教育課程の編成と教育内容等に関する点検項目（指標）である。

※認定要件では、「専攻分野に関する実技に関する知識、技術、技能について知見のある企業、関係施設、業界団体、教員の専門技術向上の研修を行う職務団体、関連学会や学習機関、または地方公共団体」と説明されている。

・認定要件にある教育課程編成委員会における教育課程編成の検討は、学校における教育課程編成のプロセスに位置付けられたものであることから、教育課程編成過程※における企業等との連携の確保としている。

※チェック項目は認定要件の具体的な点検事項を示しているので言い換えていない。参照資料も同様。

・職業実践専門課程の別紙様式 4 において教育課程の編成における意思決定の過程と教育課程編成委員会の位置付けを記述している。

・認定要件の具体的な点検事項は、教育課程編成委員会及び専攻分野における企業等と連携した教育課程の編成体制を規程等で明確にして、その連携により教育課程を編成するとともに、定期的な見直し等を行い、その過程を議事録などにより明確にしていることを求めている。

・また、具体的な教育の進め方を授業計画により明確にしていることを求めている。

・教育課程編成委員会と連携した教育課程の編成と見直しは、委員会の意見、提案による授業内容・方法の改善・工夫等が含まれる。

・指定養成施設等の場合は、指定規則等との関係もあることから、授業科目に限らず特別講座等の開講等も含めた教育活動全般に反映して活用するなど含まれる。

■関連する観点

・チェック項目 5 は就学支援新制度の要件 3 ※に該当する項目である。各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表を求めている。

※要件 3 の 1 項目：各授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画（シラバス）の作成・公表

・留意事項：授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法・基準その他の記載が必要な事項について、学内においてガイドライン等で定めておくことが望ましく、定めている場合には申請に当たり概要を記載すること。また、要件 1 のため、実務経験のある教員による授業科目については、どのような実務経験のある教員がどのような教育を行うのかを記載すること。

■チェック項目

□1. 教育課程を編成する過程、体制を明確にしているか

□2. 教育課程編成委員会及び専攻分野における業界等と連携して教育課程を編成する体制を規程等で明確にしているか

□3. 教育課程編成委員会及び専攻分野における業界等との連携により、教育課程を編成し、定期的な見直し等を行っているか

□4. 議事録を作成するなど教育課程の編成過程を明確にしているか

□5. 授業科目について授業計画（シラバス・コマシラバス）を作成しているか

■参照資料例

- ・教育課程編成委員会の規程
- ・教育課程編成委員会名簿及び業界等委員の選任理由（指定様式3-1）
- ・課程（学科）の教育課程
- ・教育課程編成委員会における編成・改訂の検討過程がわかる資料、業界等から意見聴取した資料
- ・授業科目構成と考え方を明記した資料等
- ・教育課程編成委員会等の記録、教育課程編成資料
- ・授業計画（シラバス・コマシラバス）

2-2-2

実践的な職業教育を行う視点で業界等との連携体制を確保し、教育内容・教育方法・教材等を工夫しているか

■評価の観点

- ・職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、専攻分野における企業等と連携した教育課程の編成と教育内容等に関する点検項目（指標）である。
- ・職業実践教育の視点で、科目内容に応じ、講義・演習・実習等、適切な授業形態を選択していること、また企業等との連携体制を確保して教育内容・教育方法・教材等を工夫していることを求めている。

■チェック項目

6. 実践的な職業教育を行う視点で、科目内容に応じ、講義・演習・実習等、適切な授業形態を選択しているか

7. 実践的な職業教育を行う視点で、専攻分野における業界等との連携体制を確保し、教育内容・教育方法・教材等を工夫しているか

■参照資料例

- ・課程（学科）の教育課程、授業内容、授業計画等
- ・講義・演習・実習等の構成、考え方を明記した資料等
- ・授業内容・授業方法・使用教材の考え方を明記した資料等
- ・授業内容・授業方法・使用教材等について業界等との連携がわかる資料
- ・授業計画（シラバス・コマシラバス）
- ・臨床実習の一部を学外で行う意義・理由等、及び実習の内容、指導等を説明した資料

2-3 卒業後のキャリア形成への適応性、効果

2-3-1 卒業生のキャリア状況について把握しているか
■評価の観点 ・卒業生のキャリア形成における適応性、効果などに関する点検項目（指標）である。 ・卒業生や就職先の企業、施設・機関等の関係者に多様な視点から学修成果の達成状況について調査した結果を、教育活動等の改善に活用していることを求めている。
■チェック項目 □1. 卒業生のキャリア状況について調査等を行っているか
■参照資料例 ・卒業生、就職先に調査した資料

2-3-2 卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果を教育活動の改善に活用しているか
■評価の観点 ・卒業生のキャリア形成における適応性、効果などに関する点検項目（指標）である。 ・卒業生や就職先の企業、施設・機関等の関係者に多様な視点から学修成果の達成状況について調査した結果を、教育活動等の改善に活用していることを求めている。
■チェック項目 □2. 学修成果（アウトカム）の調査結果を踏まえた教育活動等の改善実績はあるか
■参照資料例 ・学修成果（アウトカム）の調査結果を踏まえた、教育活動等における改善への取組と実績がわかる資料、検討会等の記録

2-4 授業の実施

①運営・評価・改善

2-4①-1 授業は学修成果目標に基づき実施されているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、実習等の場の提供と評価等における業界等との連携に関する点検項目（指標）である。・ 業界等と連携した実習等は、意義や位置づけを明確にした上で、実施要項やマニュアルなどを整備するとともに、成績評価の方法、基準を明確にして、適切に運用していることが求められる。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 授業の運営は省令等に基づき、適切に行われているか<input type="checkbox"/>2. 学生の学力、意欲を把握しているか<input type="checkbox"/>3. クラス内のコミュニケーションのための工夫がされているか<input type="checkbox"/>4. 授業の実施に際して、学生の能力や意欲を考慮した授業を実施しているか<input type="checkbox"/>5. 科目ごとに学修成果目標が定められているか<input type="checkbox"/>6. 学修成果目標に基づき、シラバスが設定されているか<input type="checkbox"/>7. シラバスに基づき、個々の授業計画（コマシラバス）が設定されているか<input type="checkbox"/>8. 授業計画（コマシラバス）の成果確認を行っているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 自己点検シート「4. 授業に関する事項」・ 指導ガイドライン・ 指定規則・ 専修学校設置基準・ 学則、時間割、教員名簿等関連資料一式・ 学生の学力・意欲などをデータとして取得、分析、共有した資料・ クラス運営に関連する資料・ 授業計画（シラバス・コマシラバス）・ 小テストなど成果確認の方法がわかる資料

2-4①-2

授業の評価を行っているか

■評価の観点

- ・ 学生、および組織の同僚や上長による授業評価の実施に関する点検項目(指標)である。
- ・ 学生による授業評価は、所管の委員会等を学校組織の中に位置付け、規程等に基づいて活動を行うなど実施体制を整備した上で、学生アンケート等などによる授業評価を行い、集計結果等により教員個人と全体の状況を把握していることを求めている。
- ・ 実施後は組織的にデータを収集し、必要な分析を行って適切に保存することを求めている。
- ・ 授業評価は FD 活動の一環としての授業改善への取組、学生アンケート等による授業評価とフィードバック、また、実施後の学科長などの上位者のインタビューなども含めて、授業改善に役立てるなどの取組を求めている。
- ・ アンケートは例示であり、授業公開や授業参観のような相互評価もある。

■チェック項目

- 9. 学生による授業評価を行っているか
- 10. 公開授業や授業見学などによる授業評価を行っているか
- 11. 上長による授業評価を行っているか
- 12. 学修成果への貢献に対する授業評価を行っているか

■参照資料例

- ・ アンケート用紙等授業評価の実施に関する資料
- ・ 公開授業、授業見学など教員に実施した評価資料
- ・ 上長による評価資料
- ・ 教員ごとの学修成果への貢献度(国家試験合格率等)がわかる資料
- ・ 教員ごとの授業出席率、ドロップアウト率がわかる資料

2-4①-3 授業の改善に努めているか

■評価の観点

授業の目標設定方法、担当教員について、各評価結果を踏まえ、組織的に改善に取り組むことを求めている。

■チェック項目

- 13. 評価結果をふまえて、改善すべき課題を明確にしているか
- 14. 教育技法の開発に組織的に取り組んでいるか

■参照資料例

- ・ 改善に向け課題が整理され、対策が示されている資料
- ・ 組織的に取り組んでいることがわかる資料
- ・ (個別)自己啓発に取り組んでいることがわかる資料

2-4 授業の実施

②専攻分野における臨床実習の実施

2-4②-1 臨床実習における資格を有した指導者を確保しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、実習等の場の提供と評価等における業界等との連携に関する点検項目（指標）である。・ 業界等と連携した実習等は、意義や位置づけを明確にした上で、臨床（地）実習ガイドラインに基づき、実習先の指導者との連絡・協議の機会を確保するとともに、実習の全般の状況を整理、分析して実習の教育効果を確認し、必要な改善を図ることが求められる。・ 指定養成施設等の場合は、実習先の指導者は実習指導者講習会等を修了していることが要件となっていることもある。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none">□1. 指導者について法令に基づく届出がなされているか□2. 法定規則で定められている臨床実習指導者と実習調整者がおかれているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 専科教員又は臨床実習指導者講習会を受講したことがわかる資料、届出資料・ 学生指導要領・ ①学生プロフィールへの調整者コメント・ ②学生振り返りシートへのサイン（実習調整者）・ ③アクシデント事故報告書へのサイン（実習調整者）（①～③ 臨床（地）実習ガイドライン様式内）

2-4②-2 臨床実習を円滑に進められることができる体制がとられているか
<p>■評価の観点</p> <p>臨床実習において、ガイドラインに基づき学校側（責任者・担当者）と学生、業界側の実習（責任者・担当者）間の実習スケジュールに応じた対応、関係性、トラブル等、緊急相談を含めた体制を明確することを求めている。</p>
<p>■チェック項目</p> <p>□3. 実習等について、実施要綱・マニュアルを整備し、適切に運用しているか</p> <p>□4. 実習等について、成績評価の方法、基準を明確にしているか</p> <p>□5. 実習等の教育効果について確認しているか</p> <p>□6. 3～5について、全国柔道整復学校協会作成の臨床（地）実習ガイドラインを活用しているか</p>
<p>■参照資料例 ※職業実践専門課程認定要件確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習等の実施要綱・マニュアル・手引き（※） ・実習等における成績評価の基準と評価方法を明記した資料（※） ・授業計画（シラバス・コマシラバス） ・実習等の巡回報告、実施報告、成果報告、検討会記録等（※） ・臨床（地）実習ガイドラインとの位置づけを明記した資料 ・臨床（地）実習ガイドライン様式

2-4 授業の実施

③専攻分野における実践的な職業教育の実施

2-4③-1 業界等と連携して実習、実技、実験又は演習、インターンシップ等を行っているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件であり、実習等における専攻分野における業界等との連携に関する点検項目（指標）である。 ・実習、実技、実験又は演習等の授業における業界等との連携は、臨床（地）実習ガイドラインに基づき契約・協定文書等に実習・演習等の目的、目標、内容、方法、成績評価等について予め明確にして行うことを求めている
<p>■チェック項目</p> <p>□1. 業界等と連携した実習、実技、実験又は演習を行っているか</p>
<p>■参照資料例 ※職業実践専門課程認定要件確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課程（学科）の教育課程 ・実習・演習等において連携する施設等一覧（別紙様式：2-1）（※） ・業界等と連携した実習・演習等（指定様式：2-2）（※） ・実習先・連携先等との契約・協定文書等（※）

2-4③-2

業界等と連携して、学生に対し実習施設・インターンシップの場等を提供しているか

■評価の観点

- ・ 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、実習等の場の提供と評価等における業界等との連携に関する点検項目（指標）である。
- ・ 業界等と連携した実習等は、臨床（地）実習ガイドラインに基づき意義や位置づけを明確にした上で、実施要項やマニュアルなどを整備するとともに、成績評価の方法、基準を明確にして、適切に運用していること。また、実習先の指導者との連絡・協議の機会を確保するとともに、実習の全般の状況を整理、分析して実習等の教育効果を確認し、必要な改善を図ることが求められる。
- ・ 指定養成施設等の場合は、実習先の指導者は実習指導者講習会等を修了していることが要件となっていることもある。

■チェック項目

- 2. 実習等について意義や教育課程上の位置づけを明確にしているか
- 3. 実習等について実施要綱・マニュアルを整備し、適切に運用しているか
- 4. 実習等について成績評価の方法、基準を明確にしているか
- 5. 実習等について実習先の指導者との連絡・協議の機会を確保しているか
- 6. 実習等の教育効果について確認しているか
- 7. 実習前教育（オリエンテーション）を実施しているか
- 8. 実習後教育を実施しているか

■参照資料例 ※職業実践専門課程認定要件確認資料

- ・ 課程（学科）の教育課程、授業内容、授業計画等
- ・ 実習等の規程・要綱・授業計画等意義や位置づけを明記した資料（※）
- ・ 実習先・連携先等との契約・協定文書（※）
- ・ 実習指導者講習会の修了証書（※）
- ・ 実習等の実施要綱・マニュアル・手引き等
- ・ 実習等における成績評価の基準と評価方法等を明記した資料
- ・ 実習指導者との連絡・協議に関する会議等の記録（※）
- ・ 授業計画（シラバス・コマシラバス）
- ・ 実習等の巡回報告、実施報告、成果報告、検討会の記録等（※）
- ・ 附属接骨院などの来院患者数など
- ・ 実習前教育資料
- ・ 実習後教育資料

2-5 教員体制（兼務教員も含む）

2-5-1 科目を担当する教員を確保しているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none">・専門教育を確実に実践するための教員※の確保に関する点検項目（指標）である。 <p>※本項で教員は専任及び兼任（非常勤）の両方を表している。</p> <ul style="list-style-type: none">・教員の採用等に当たっては、授業科目を担当するために求める能力・資質等を明確にした上で、必要な資格等を明示して確認していること、また、人材の確保は関連業界等と連携して行っていることを求めている。・教員の資格等は、専修学校設置基準にも要件が規定されており、採用に際してはそれを予め明示、確認の上採用することが求められる。・指定養成施設等においては、教員の資格・要件は指定規則等に要件が明記されているが、採用に際しては、科目担当教員として必要な専門性や資質、人間性なども予め明確にしておくことも求められる。・専門学校では兼任（非常勤）教員の採用に際しては、関連業界等と連携は勿論のこと、学校が授業科目を委嘱する際の要点として授業科目の目的・目標、内容等を予め明示していることを求めている。 <p>■関連する観点：就学支援新制度の要件1※に該当する項目である。卒業に修得が必要となる単位数の1割以上、実務経験のある教員（注：常勤・非常勤は問われていない）による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていることを求めている。</p> <p>※要件1：各学校種の設置基準により、卒業に修得が必要となる単位数の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていること</p> <p>■留意事項：どの授業科目が「実務経験のある教員による授業科目」であるかを授業計画（シラバス）等で学生等に対し明らかにすることが必要であり、明らかにしている授業科目を計上する。シラバス等に、どのような実務経験を持つ担当教員が、どのような授業を行うのかを明記しておくことが必要。</p>
<p>■チェック項目</p> <p>□1. 科目ごとに、担当するに相応しい教員像、能力要件（指定規則上、さらに専門性、授業力、学生指導力等）を明確にしているか</p> <p>□2. 科目の教員像・要件に適う教員を採用・確保しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ol style="list-style-type: none">1. 科目ごとの教員（兼務教員含む）の資格要件等採用基準を明記した資料2. 教員名簿（指定様式：学校の現況2）3. 科目ごとの教員（兼務教員含む）の資格要件等採用基準を明記した資料

2-5-2

教員の評価システムは整備されているか

■評価の観点

- ・ 専門教育を確実に実践するための教員の質向上等に関する点検項目（指標）および、授業評価の結果の活用に関する点検項目（指標）である。
- ・ 教員の資質、能力向上に向けた組織的な取組の必要性から行われている、FD などを通じた教育内容・方法等の改善のため活動を規定している。組織的な取組には効果を検証し、改善を行うことも含まれる。
- ・ 授業評価の結果は教員にフィードバックするなどして、結果をそれぞれの授業改善に活用していることを求めている。
- ・ フィードバックした評価結果を教員がどのように授業改善に活用しているのかの確認も含まれる。

■チェック項目

- 3. 教員の等級（職能等級等）は体系立てられているか
- 4. 等級別の評価（人事考課）は体系立てられているか
- 5. 評価方法を策定しているか
- 6. 人事考課と処遇（昇進・昇格・昇給・賞与等）の関係を明確にしているか
- 7. 学生による授業評価を行っているか
- 8. 組織的にデータを収集、分析・保存しているか
- 9. 評価結果の内容をフィードバックし授業改善に活用しているか

■参照資料例

- ・ 教員の等級体系がわかる資料
- ・ 教員の等級ごとの評価体系がわかる資料
- ・ 教員の評価方法がわかる資料
- ・ 教員の人事考課と処遇の関連性がわかる資料
- ・ 授業評価実施体制、組織がわかる資料
- ・ アンケート用紙等授業評価の実施に関する資料
- ・ 授業アンケート等の評価実績、授業評価結果資料
- ・ 評価結果の活用における倫理規程
- ・ 評価結果を教員へフィードバックして授業改善に活用していることがわかる資料

2-5-3

教員の育成を図っているか

■評価の観点

- ・ 専門教育を確実に実践するための教員の質向上等に関する点検項目（指標）である。
- ・ 教員の資質向上への取組として、教員の専門性、教授力の把握・評価、資質向上のための研修計画の策定と適切な運用、研究活動・自己啓発への支援などのキャリア開発支援を行っていること求めている。
- ・ 教員の資質、能力向上に向けた組織的な取組の必要性から行われている、FD などを通じた教育内容・方法等の改善のため活動を規定している。組織的な取組には効果を検証し、改善を行うことも含まれる。

■チェック項目

- 10. 教員の評価に基づき、育成計画を策定しているか
- 11. 教員個々の育成目標を立てているか（単年度、中期）
- 12. 育成の方法を策定しているか
- 13. 育成方法において研修が明確に位置付けられているか
- 14. 専門性の向上をはかる教員研修を実施しているか
- 15. 教員の研修において、業界等と連携しているか

■参照資料例 ※職業実践専門課程認定要件確認資料

- ・ 教員の評価結果に基づいた育成計画資料
- ・ 個々の教員の育成目標がわかる資料
- ・ 個々の教員の育成方法がわかる資料
- ・ 育成方法の中で研修の位置付けが明示されている資料
- ・ 専門性向上をはかる目的の研修内容がわかる資料
- ・ 専攻分野の実務に関する知識・技術、技能について関連業界との連携による教員研修実績（別紙様式：教員研修1）（※）
- ・ 授業及び指導力等を修得・向上するために関連業界との連携による教員研修実績（別紙様式：教員研修2）（※）
- ・ 業界等と連携した教員研修の内容がわかる資料

2-5-4

教員のマネジメント体制を確立しているか

■評価の観点

- ・ 専門教育を確実に実践するための教員のマネジメント体制に関する点検項目（指標）である。
- ・ 教員構成の把握と教員一人当たりの授業時数等を把握していることを求めている。
- ・ 教員一人当たりの授業時数等の把握に関しては、本来は週あたりの授業時間数が過大にならないように配慮した教員配置を行うことを求めたものであり、授業時間数以外の業務も含めた全体の業務量の把握、管理については2-5-4に項目を設けている。
- ・ 課程（学科）毎に必要な教員の組織体制を整備し、業務分担、責任体制を規程等に明確に定めて、教員間の連携、協力体制を構築していること、また、授業内容・教育方法の改善に組織的に取り組んでいることを求めている。
- ・ 指定養成施設等においては、指定規則等に教員配置が明記されている。
- ・ 教員の業務分担等は規程等に明確に定め、業務状況を把握しておく必要がある。業務量の把握に際しては、週あたりの授業時間数やクラス運営の他、校務分掌等で割り振られる業務も含めた全体の業務量として把握することが求められる。
- ・ 授業内容・教育方法の改善に関する組織的な取組は、職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会による授業参観などを利用した取組も授業内容・教育方法の改善に関する取組に含まれる。
- ・ 授業科目を担当する教員間の連携・協力体制の構築においては、連携の趣旨を明確にする意味から授業科目担当教員（専任及び兼任（非常勤））としている。

■チェック項目

- 16. 学科の目標（学修成果、教育内容の開発、授業改善、退学率の改善、学生募集への貢献等）は明確か
- 17. 学科目標に向けた個々の教員の目標、役割は明確か
- 18. 学修成果目標達成のため、各科目に適切に教員が配置されているか
- 19. 目標達成のための意志決定プロセス（会議、委員会、プロジェクトチーム等）は整備されているか
- 20. 目標に向けた一体感形成のために特に重視していることがあるか

■参照資料例

- ・ 学科目標（学修成果、教育内容の開発、授業改善、退学率の改善、学生募集への貢献等）がわかる資料
- ・ 学科目標に基づいた個々の教員の目標・役割がわかる資料
- ・ 学修成果目標に基づいた教員の配置図がわかる資料
- ・ 目標達成のための意思決定プロセスがわかる資料
- ・ 組織の一体感形成のための取組がわかる資料

2-6 専攻分野における教育上の必要性に対応した施設・設備

2-6-1
施設・設備は専攻分野の教育の必要性に対応できるよう整備しているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専修学校設置基準や指定規則・基準等に基づく施設・設備の基準満足と教育環境の維持に関する点検項目（指標）である。 ・ 施設・設備・機械器具等の専修学校設置基準、指定規則等、専攻分野における規則・基準等への適合、充実、演習室、実習室など学生の学習支援のための施設の整備、学生の休憩・食事のためのスペースの確保、施設・設備のバリアフリー化への取組、手洗い設備など学校施設内の衛生管理の徹底、安全への配慮、日常点検、定期点検、補修等の適切な対応、施設の改築・改修、設備の更新計画の作成と適切な実施などを求めている。 ・ 指定養成施設等の場合は、直近の改正における指定規則、指導要領、ガイドライン等への対応も求められる。
<p>■チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>1. 施設・設備・機械器具等は専門学校設置基準、養成施設指定規則等及び指導ガイドラインに適合しているか</p> <p><input type="checkbox"/>2. 柔道場および臨床実習施設（接骨院）は教育を行う十分な規模と内容になっているか</p> <p><input type="checkbox"/>3. 図書室、実習室など、学生の学習支援のための施設および情報サービス機能を整備しているか</p> <p><input type="checkbox"/>4. 学生の休憩・食事のためのスペースを確保しているか</p> <p><input type="checkbox"/>5. 施設・設備のバリアフリー化に取り組んでいるか</p> <p><input type="checkbox"/>6. 手洗い設備など学校施設内の衛生管理を徹底しているか</p> <p><input type="checkbox"/>7. 施設・設備は安全に配慮しているか</p> <p><input type="checkbox"/>8. 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等について適切に対応しているか</p> <p><input type="checkbox"/>9. 施設の改築・改修、設備の更新計画を定め、適切に実施しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備・機械器具等が設置基準・関係法令に適合していることを確認できる資料 ・ 施設の概要（指定様式：学校の現況-3） ・ 法令指定養成施設においては施設・設備・備品の一覧 ・ 臨床実習施設（接骨院）の施設概要および利用状況がわかる資料 ・ 施設の配置図等、図書室、実習室等がわかる資料 ・ 情報サービス内容がわかる資料 ・ 施設の配置図等休憩・食事のスペースがわかる資料 ・ 施設・設備のバリアフリーの現状がわかる資料 ・ 学校施設内の衛生管理体制がわかる資料 ・ 施設・設備、機械器具等の安全への配慮がわかる資料 ・ 施設・設備・機械器具等の点検・管理体制がわかる資料 ・ 改築・改修・更新計画と実施状況がわかる資料

2-6-2

専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を図書室に配架し、学生の必要に応じて閲覧できるような環境を提供しているか

■評価の観点

- ・ 専攻分野の教育及び学習に必要な図書と図書室に関する点検項目（指標）である。
- ・ 図書室については、専攻分野の教育及び学習に必要な図書を保有するとともに、閲覧の環境を整備していることを求めている。
- ・ 専門書及び参考図書の保有には、図書目録の整備も含まれる。
- ・ 図書室関連は蔵書の拡充をはじめ、利用状況を踏まえた環境改善が求められる。

■チェック項目

10. 図書室では、閲覧環境を整備しているか

11. 専攻分野の教育及び学習に必要な専門書及び参考図書を保有しているか（電子図書含む）

■参照資料例

- ・ 図書室の配置図、閲覧座席数、図書室の利用ルール等閲覧環境がわかる資料
- ・ 図書・資料の所蔵数（指定様式：施設整備1）
- ・ 図書室利用状況が把握できる資料

2-7 学生募集、入学選考

2-7-1 入学者の募集活動は入学者の受入れ方針に従って適正かつ効果的に行っているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・入学者の募集活動に関する点検項目（指標）である。・募集活動は、入学者の受入れ方針に従っていること、願書の受付は入学時期に照らし、適切な時期に開始していること、学校案内等には教育活動、学修成果等について正確に分かりやすく紹介していること、志望者の状況に応じて多様な試験、選考方法を取り入れていることなどを求めている。 ■関連する観点 <ul style="list-style-type: none">・2020年の教育改革では、高校教育が知識・技能だけではなく、思考力・判断力・表現力を重視した教育に変わることから、大学入試もそれを踏まえた多面的な能力や適性を評価する総合的評価が導入され、調査書・志望理由書・小論文・面接などが各大学の必要性に応じて課されるようになる。・大学においては、志望者の状況に応じた試験、選考方法では、高大接続の入試のあり方で検討されている自分の関心や学習歴を書き込んだ e ポートフォリオや大学で進められている主体性を見ながらの入試判定などが新たな課題になっている。・このことから、専門学校においても専門学校それぞれの育成人材像に沿った入学者の選抜をするための入試方法を定め、募集要項に明記することが求められる。例えばオーオープンキャンパスを活用した意欲と適性に着目した選考などが考えられる。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 募集活動は入学者の受入れ方針に従っているか<input type="checkbox"/>2. 入学者の受け入れ方針に医療人の倫理を考慮した項目が明記されているか<input type="checkbox"/>3. 入学者の受け入れ方針に障がいのある学生についての項目が明記されているか<input type="checkbox"/>4. 入学時期に照らし、適切な時期に願書の受付を開始しているか<input type="checkbox"/>5. 学校案内等において、教育活動、学修成果等について正確に分かりやすく紹介しているか<input type="checkbox"/>6. 志望者の状況に応じて多様な選考方法を取入れているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・学校案内、学校ホームページ、募集要項等入学者の受入れ方針に従った募集活動がわかる資料・学校案内、学校ホームページ、募集要項等、「医療人の倫理」を考慮したことが明記されている資料・学校案内、学校ホームページ、募集要項等、「障がいのある学生」について明記されている資料・障がい者差別解消法に基づく合理的配慮に関連する資料・募集要項、学校案内等願書の受付開始時期を明記した資料・学校案内、学校ホームページ等、教育活動、学修成果、目指す職業の社会的意義と魅力などについて紹介した資料・紹介内容・データ等が正しいことをチェックする体制等がわかる資料・募集要項等志望者の状況に応じた試験、選考方法を明記した資料・過去3年間の選考方法別の志願者数・合格者数・入学者数がわかる資料

2-7-2

入学選考基準を明確に定め、適正に運用しているか

■評価の観点

- ・ 入学者の選考に関する点検項目（指標）である。
- ・ 入学選考は、入学選考基準、選考方法を規程等で明確に定めた上で、その規程等に基づいて適正に実施し、実施後の点検・評価のための検証を行っていること、入学選考基準、方法には入学者の受入れ方針が反映されていることを求めている。

■チェック項目

- 7. 入学選考基準、方法は、規程等で明確に定めているか
- 8. 入学選考基準、方法は入学者の受入れ方針を反映しているか
- 9. 入学選考は、規程等に基づき、適正に実施し、その検証を行っているか

■参照資料例

- ・ 学則、入試規程、入試実施要領等入学選考基準、方法を規定した文書
- ・ 募集要項等入学選考基準、方法を明記した資料
- ・ 学則、入試規程、入試実施要領等に基づき入学選考を行った経過がわかる資料、判定会議の記録
- ・ 入学選考の実施結果を検証していることが分かる資料

2-7-3

入学手続きは適正に行っているか

■評価の観点

- ・ 入学手続きに関する点検項目（指標）である。
- ・ 入学手続きも規程等で明確に定めた上で、その規程等に基づいて適正に行こと。また、入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いは募集要項等に明示して適正に取扱うことを求めている。

■チェック項目

- 10. 入学手続きは、規程等に基づき適正に行っているか
- 11. 入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いに対して、募集要項等に明示し、適正に取扱っているか

■参照資料例

- ・ 学則、入試規程、入学手続き要領等入学手続きを規定した文書
- ・ 募集要項等入学手続きについて明記した資料
- ・ 学則、入学手続き要領等入学辞退者の授業料返還について規定した文書
- ・ 募集要項等入学辞退者の授業料返還について明記した資料

2-7-4

学生の受入れは入学定員に沿って適切に行っているか

■評価の観点

- ・定員の充足に関する点検項目（指標）である。
- ・定員の充足は就学支援新制度における機関要件にも取り上げられている。
- ・指定養成施設等では、以前は超過が課題になっていたが、今は満たすことが課題になってきている。

■関連する観点

- ・就学支援新制度の経営要件に該当する項目である。他の財務 2 要件と合わせて直近 3 年度全ての在籍学生数が収容定員の 8 割未満の場合は対象としないとされている。
- ・専門学校においては、～令和 2 年度：6 割未満、令和 3 年度：7 割未満、令和 4 年度～：8 割未満の経過措置が設けられている。

■チェック項目

12. 入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか

■参照資料例

- ・直近 3 年度の入学定員・入学生数、収容定員・在籍者数が分かる資料（指定様式：I 学校の現況-I）

2-8 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準

2-8-1

成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準を明確に定め、適正に運用しているか

■評価の観点

- ・成績評価※・単位認定、進級・卒業判定等の基準の明確化と適正な運用に関する点検項目（指標）である。※実習の評価を含む
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は学則等に規定して明確にし、それを学生等に明示した上で適正に運用していること、また、他校での履修科目等、入学前の履修等の認定についても学則等に規定して、適正に運用していることを求めている。
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定の客観性・統一性を確保するために、会議等を開いていること、更に、各プロセスにおいて、専攻分野における学修成果（アウトカム）の達成状況を確認していること、その上で、各プロセスにおける学修成果（アウトカム）の達成状況の確認結果は、追跡できることを求めている。
- ・また、GPA などの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表や成績の分布状況を把握していることを求めている。

■関連する観点

- ・就学支援新制度の要件3に該当する項目である。学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与と、評価方法のシラバス等への明示※1、GPA などの成績評価の客観的な指標の設定講評と成績の分布状況の把握※2を求めている。

※1 要件3の項目2：学習意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法による学修成果の厳格かつ適正な評価、単位授与

- ・留意事項：各授業科目において、試験やレポートの内容、学習への意欲などを、どのように学修成果として評価し、単位を与え、又は履修を認定しているのかをあらかじめ設定し、シラバス等により明らかにしていること

※2 要件3の項目3：GPA などの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況の把握をはじめ適切な実施

- ・留意事項：GPA などの成績評価に係る指標の算定方法を定め、公表すること。また、成績の下位4分の1に属する学生等に対する「警告」の仕組みを踏まえ、各大学等は、支援を受けている学生等の成績の相対的な位置を知るため、学生の成績の分布状況を把握していることが必要。申請に当たり、学部等ごとに学生の成績がどのように分布し、下位4分の1が全体のどの範囲かを示す資料（グラフや表）の添付を求めること。

■チェック項目

- 1. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準を学則等に規定を定め、学生等に明示しているか
- 2. 入学前の履修等認定および既修得単位について学則等に規定し、適切に運用しているか
- 3. 成績評価・単位認定、進級・卒業判定について、会議等を開くなど学修成果の達成状況を確認し客観性・統一性の確保に取り組んでいるか
- 4. GPA などの成績評価に係る客観的な指標の設定・公表、成績の分布状況を把握しているか

■参照資料例

- ・学則、履修認定規程、単位認定基準、成績評価基準、実習等評価基準等
- ・学生便覧・ガイド、履修案内等
- ・学則、履修認定規程等入学前の履修等の認定・他の教育機関との単位互換などに関する文書
- ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定に関する会議等の資料、記録
- ・GPA などの成績評価の客観的な指標の設定等に関する資料
- ・成績評価の分布状況などを確認できる資料

基準 3 学生支援

専門学校においては、学校保健安全法に基づく健康管理の体制を整備しなければならない。また、経済的事情をはじめ、学生の様々な問題に対応する相談体制を整備するとともに生活面での支援を図り、快適な学生生活の中で学業に励めるように、学生の要望を踏まえて、環境を整えることも必要である。更に、卒業後における知識や技能向上のための支援も、関連業界との連携を図りながら行っていくことが求められている。

本項では、学生の健康管理、学生相談、学生生活の支援、退学率の低減、学生の意見・要望への対応、卒業生への支援について確認し評価する。

3-1 学生の健康管理

3-1-1

学生の健康管理を行う組織体制を整備し、適切に運営しているか

■評価の観点

- ・学生の健康管理に関する点検項目（指標）である。
- ・学校保健安全法※に基づく学校保健計画の策定をはじめ、学校医の選任、保健室の整備と兼任者も含め担当職員による適切な管理、定期健康診断の実施、有所見者の再健診への適切な対応、健康に関する啓発及び教育の実施、心身の健康相談への対応、近隣の医療機関と連携していることなどを求めている。

※学校保健安全法第 32 条（専修学校の保健管理等）

■チェック項目

- 1. 学校保健計画を定めているか
- 2. 学校医を選任しているか
- 3. 保健室を整備し、担当者を任命して適切に管理しているか
- 4. 定期健康診断を実施し、有所見者への再健診について適切に対応しているか
- 5. 健康に関する啓発及び教育を行っているか
- 6. 心身の健康相談に対応しているか
- 7. 近隣の医療機関との連携はあるか

■参照資料例

- ・学校保健計画書（健康診断や健康に関する指導などについての実施計画書）
- ・契約書等学校医の選任に関する資料
- ・専門職員を配置した保健室の整備状況・利用環境がわかる資料
- ・実施要項・実施スケジュール等定期健康診断に関する資料、実施記録
- ・二次健診の案内など有所見者に関する資料
- ・感染症予防等健康に関する掲示、講座等の計画・案内・開講等の実績がわかる資料
- ・学生便覧・ガイド
- ・相談実績・相談記録等心身の健康相談に対応しているかがわかる資料
- ・協定・契約書等医療機関との連携を確認できる資料

3-2 学生相談

3-2-1 学生相談に関する体制を整備し、適切に運営しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 学生相談体制に関する点検項目（指標）である。・ 学生相談においては、専任カウンセラーの配置等による相談に関する組織体制の整備、相談室の設置など相談に関する環境の整備、学生への相談室の利用に関する案内、相談記録の保存、関連医療機関等と連携などを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 専任カウンセラーを配置する等、ドロップアウトに発展しうる学生の相談に関する組織体制を整備しているか<input type="checkbox"/>2. 相談室の設置など学生の相談に関する環境整備を行っているか<input type="checkbox"/>3. 学生に対して、相談室の利用に関する案内を行っているか<input type="checkbox"/>4. 相談記録を適切に保存しているか<input type="checkbox"/>5. 関連医療機関等との連携はあるか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 専任カウンセラーの配置等による学生相談体制がわかる資料・ 学生相談室規則、学生相談室の配置等学生相談の環境がわかる資料・ 掲示等学生相談室の利用案内に関する資料・ 学生便覧・ガイド・ 学生相談実績・相談記録、相談報告資料・ 医療機関との連携等を確認できる資料

3-2-2 留学生が在籍する場合、相談体制を整備し、適切に運営しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 留学生が在籍する場合の点検項目（指標）である。・ 留学生の相談等においては、対応を担当する教職員の配置、在籍管理等の生活指導の適切な実施と指導記録の保存、就職・進学等卒業後の進路に関する指導・支援を行っていることなどを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>6. 留学生の相談等に対応する担当の教職員を配置しているか<input type="checkbox"/>7. 留学生に対して在籍管理等生活指導を適切に行い、記録を適切に保存しているか<input type="checkbox"/>8. 留学生に対して就職・進学等卒業後の進路に関する指導・支援を適切に行っているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 留学生対応の体制がわかる資料・ 留学生の在籍管理記録、生活指導の記録・ 留学生の卒業後の進路に関する指導・支援の内容がわかる資料

3-2-3

保護者等と適切に連携しているか

■評価の観点

- ・保護者等との連携に関する点検項目（指標）である。
- ・専門学校には、学費を自弁している成人、既婚者や留学生など、高校新卒以外にも様々な学生が在籍することから、家族や保証人等も含め、保護者等としている。
- ・学生の指導・支援を円滑に行うためには、保護者等との連携が不可欠である。保護者等との連携においては、保護者会の開催等による学校情報の提供、学力面、心理面等の問題解決にあたっての適切な連携、緊急時の連絡体制の確保などを求めている。

■チェック項目

- 9. 保護者会の開催等、学校の教育活動に関する情報提供を適切に行っているか
- 10. 学力不足、心理面等の問題解決にあたって保護者等と適切に連携しているか
- 11. 緊急時の連絡体制を確保しているか

■参照資料例

- ・保護者会の計画・案内・開講等の実績等保護者への情報提供の取組がわかる資料
- ・保護者面談等の記録等問題解決にあたって保護者等との連携がわかる資料
- ・保護者等への緊急時の連絡体制がわかる資料

3-3 学生生活の支援

3-3-1

学生生活の実情を把握し、学生支援に取り組んでいるか

■評価の観点

- ・学生の実情把握に基づく支援に関する点検項目（指標）である。
- ・学生支援は実情を把握した上で行うという本来の考え方により設けたもので、面談や各種の実態調査などにより把握した学生の生活実態に基づき必要な支援等に取り組むことを求めている。

■チェック項目

- 1. 定期的、計画的な面談、学生生活実態調査などにより把握した学生の生活実態に基づき、必要な支援等に取り組んでいるか

■参照資料例

- ・定期的、計画的な面談、学生生活実態調査などにより学生の生活実態を把握していることが分かる資料
- ・把握した情報に基づき、必要な学生支援に取り組んでいることが分かる資料

3-3-2

学生の経済的側面に対する支援制度を整備し、適切に運用しているか

■評価の観点

- ・学生の経済的側面に対する支援に関する点検項目（指標）である。
- ・経済的側面に対する支援は学校によるものと設置法人によるものを含む。
- ・独自の奨学金制度、学費の減免、分割納付制度の整備と適切な運用、公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する相談、また経済的支援制度の利用実績の把握を求めている

■チェック項目

- 2. 学内外の奨学金制度をわかりやすく学生に説明、提供しているか
- 3. 学費の減免、分割納付制度を整備し、適切に運用しているか
- 4. 公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する相談に適切に対応しているか
- 5. 奨学金その他、経済的支援制度の利用状況を把握しているか

■参照資料例

- ・独自の奨学金制度に関する規程
- ・運営状況と貸与・支給の決定経過がわかる資料、支給実績等
- ・減免・分割納付制度に関する規程、適用実績がわかる資料
- ・学生・保護者用案内文書、相談体制に関する資料
- ・奨学金受給一覧（指定様式：学生生活1）

3-3-3

障がいのある学生への配慮を行っているか

■評価の観点

- ・障がいのある学生への配慮に関する点検項目（指標）である。
- ・障害者差別解消法の合理的配慮に関する法的義務※により、専門学校のみを設置する準学校法人においても意識しておく必要があるものとして設けている。

※障害者差別解消法第 8 条第 2 項

- ・基本的な考え方や体制の整備、各障害の特徴の説明や支援が求められる場面一覧等、具体的な支援方法等の参考となる情報※が教育機関関係者に無償配布されている。

※独立行政法人日本学生支援機構「教職員のための障害学生修学支援ガイド」

■チェック項目

- 6. 障がいのある学生の把握と対応、支援の体制等はあるか

■参照資料例

- ・障がいのある学生への把握と対応、支援の体制等などが分かる資料
- ・障がい者差別解消法に基づく合理的配慮に関連する資料

3-3-4

社会人学生への教育環境を整備し、適切に運営しているか

■評価の観点

- ・社会人学生の教育環境の整備に関する点検項目（指標）である。
- ・社会人学生に配慮した公的制度等としては、働きながら学ぶ学生への支援、社会人の学び直しへの支援など、また、厚労省関係の就労支援、職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度等、経済的な支援等に関するものなどがある
- ・社会人学生に配慮した履修制度等の導入、施設等の利用、就職等進路相談への配慮などを求めている。大学・短大卒業者等の既習得単位の認定もこの項目に含まれる。

■チェック項目

- 7. 社会人学生に配慮した公的支援制度等を導入しているか
- 8. 社会人学生に対し、施設等の利用、就職等進路相談に配慮しているか

■参照資料例

- ・経済的支援等に関する資料、実績資料
- ・長期履修制度等に関する資料、実績資料
- ・施設・設備の利用配慮の内容、状況がわかる資料
- ・就職等進路の個別相談の記録等

3-3-5

課外活動に対する支援制度及び体制を整備し、適切に運用しているか

■評価の観点

- ・学生の課外活動に対する支援に関する点検項目（指標）である。
- ・課外活動に対する支援では、クラブ・サークル活動等の団体の活動状況の把握、大会等への引率、助成金の交付などの具体的な取組を求めている。
- ・課外活動にはボランティアも含まれるが、ボランティアについては 8-2 に規定している。

■チェック項目

- 9. 課外活動等の活動状況を把握しているか
- 10. 課外活動に対して具体的な支援を行っているか

■参照資料例

- ・団体の登録等の資料
- ・団体の活動実績がわかる資料
- ・大会等への引率、助成金など具体的な支援がわかる資料

3-4 退学率の低減

3-4-1 退学率の低減化は目標とする水準にあるか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・退学防止の目標と成果に関する点検項目（指標）である。・退学率の低減は目標を定めて学生支援を計画的にしっかりと実施したことの成果でもある。・退学率に関する目標を設定した上で、それを教職員等に具体的に明示していること。そして、その目標の達成度合い（成果）を確認していることを求めている。・退学率には、入学者に対する退学率、各学年在籍者に対する退学率、全在籍者に対する退学率があるが、職業実践専門課程においては別表様式4で全在籍者に対する退学率と各年度の在籍者数を公表することになっている。専門学校は、全在籍者に対する退学率を一般的に用いているが、それぞれの目標を定め低減に向けた取組が求められる。・また、退学率及び退学要因の分析などを行い、低減への取組の成果を検証して改善に役立てることも求められる。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 退学率の低減化に関する目標を設定しているか<input type="checkbox"/>2. 退学率の低減化の目標を達成しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・退学者数・退学率に関して目標を定めた文書・退学者数・退学率に関する目標を明示した資料・過去3年間の退学者数・退学率の推移（指定様式：中途退学I）
3-4-2 退学率の低減を図り、取組の成果をあげているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・退学防止の取組に関する点検項目（指標）である。・退学の要因、傾向、各学年における退学者数等を把握するとともに、相談や指導経過の記録を適切に保存していることを求めている。また、退学の低減に向けた学内における連携体制を整備した上で、学習面での特別指導体制を作ることを求めている。・退学には経済的理由、学力不振、進路変更など様々な要因があるが、それを分析、整理して、要因別にきめ細かく対応することが求められる。また場合によっては適切な方向に案内、指導することも大切な役割といえる。・退学だけでなく留年・休学等を含めて修業年限内での卒業を目標としている例もあり、退学低減に向けた取組の関連性から休学及び留年への取組に関する項目を追加している。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>3. 退学（長欠、休学、留年含む）につながるデータの把握、整備を行っているか<input type="checkbox"/>4. 退学につながる要因や傾向の分析を行っているか<input type="checkbox"/>5. 分析されたデータに基づく指導状況の確認、専門部署との連携など、退学率の低減化に向けて組織的な体制が整備されているか<input type="checkbox"/>6. 相談指導経過記録を適切に保存しているか<input type="checkbox"/>7. 退学の低減に向けた学内における連携体制はあるか<input type="checkbox"/>8. 退学の低減に向けた学習面での特別指導体制はあるか

<ul style="list-style-type: none"> ・ 9. 休学及び留年への対応を適切に行っているか
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退学の要因、傾向、年次、推移等の分析資料 ・ 退学に至るまでの相談、指導の経過記録及び分析状況（結果）がわかる資料 ・ 退学低減に向けた連携体制がわかる資料 ・ 教員と事務職員の役割分担等がわかる資料 ・ 学習面での相談・指導体制に関する資料 ・ 休学及び留年への対応が分かる資料

3-5 学生の意見・要望への対応

<p>3-5-1 学校生活等に関する学生の意見・要望を把握・分析する仕組みを整備し、改善に反映しているか</p>
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活等に関する学生の意見・要望の把握・分析と改善への反映に関する点検項目（指標）である。 ・ 学生支援のPDCA サイクルのC とA に該当するものである。 ・ 学校生活等に関する各種の満足度調査を行うなど、学生からの意見・要望を聴取、把握して分析する仕組みを整備して、調査結果を学生支援活動の改善に反映していることを求めている。
<p>■チェック項目</p> <p>□1. カリキュラム、学修支援、学校生活、施設・設備等学習環境に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを整備し、改善に反映しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学修支援の満足度調査、分析結果などの資料 ・ 学校生活の満足度調査、分析結果などの資料 ・ 施設・設備等学習環境の満足度調査、分析結果などの資料 ・ 調査結果等により学生からの意見・要望を改善に反映させる仕組みに関する資料

3-6 卒業生への支援

<p>3-6-1 卒業生への支援体制を整備し、適切に運営しているか</p>
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生の支援に関する点検項目（指標）である。 ・ 同窓会の組織と活動状況の把握、再就職、キャリアアップ等の卒業後の相談への適切な対応、卒業後のキャリアアップ等のための講座等の開講などを求めている。 ・ 同窓会においては規程・規約等を整備し、名簿の管理や適正な会計処理、会員への情報公開等の活動が適切に行われることが求められる。
<p>■チェック項目</p> <p>□1. 同窓会を組織し、活動状況を把握しているか</p> <p>□2. 再就職、独立開業、キャリアアップ等について卒業後の相談に適切に対応しているか</p> <p>□3. 卒業後のキャリアアップ等のための講座等を開講しているか</p>

■参照資料例

- ・同窓会に関する規程・規約
- ・同窓会活動の内容、状況がわかる資料
- ・再就職、独立開業、キャリアアップなどの相談内容、実績がわかる資料
- ・キャリアアップ講座等の計画・案内・開講等の実績がわかる資料

基準 4 学修成果

専門学校は、課程（学科）ごとに学生の学修成果（アウトカム）を中心とした卒業時の到達目標を設定して教育活動を行っている。

本項目では専攻分野の教育活動における目標と成果、就職と資格取得の取組における目標と成果、また、卒業生の社会的活動の状況についても確認し評価する。

4-1 専攻分野の教育活動における目標と取組の成果

4-1-1 卒業到達目標が明確に定められているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none">・専攻分野の教育活動における卒業時の到達目標と学修成果（アウトカム）に関する点検項目（指標）である。・専攻分野の教育活動における学修成果（アウトカム）の目標を卒業時の到達目標として明確にして学生等に具体的に明示していること。・1-2-2 とのつながりから卒業時の到達目標は、教育理念・目的、目標と整合がとれたものであり、教育活動における学修成果（アウトカム）の達成状況で確認できるものであることを求めている。・卒業時の到達目標は卒業判定に関わるものなので評価できるものであることが求められる。 <p>■関連する観点</p> <ul style="list-style-type: none">・1-2-2 と合わせ就学支援新制度の要件3※に該当する項目である。卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施求めている。 <p>※要件3の項目 4：卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none">・留意事項：各大学や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとするとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。
<p>■チェック項目</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 柔道整復師に求められる知識・技術・態度等人材要件への到達水準が明確に示されているか<input type="checkbox"/>2. 卒業到達目標は教育理念・目的、目標を反映したものか<input type="checkbox"/>3. 卒業到達目標は、柔道整復師に求められる知識・技術・技能・態度等人材要件に方向付けられているか<input type="checkbox"/>4. 卒業到達目標の評価体制は整備されているか<input type="checkbox"/>5. 卒業到達目標に、臨地実習および認定実技審査の成果が明確に位置付けられているか
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none">・柔道整復師に求められる水準が卒業到達目標に示されているかがわかる資料・教育理念・目的、目標、到達目標が記載されている書類・卒業認定の方針の記述内容、人材要件と目標を具体的に明記した資料・関連する授業科目の学修状況、成績評価・単位認定、進級・卒業等の判定結果等目標の達成状況等を確認できる資料・技術到達レベルの目標設定、評価基準、評価方法を確認できる資料・卒業到達目標の評価体制がわかる資料・卒業到達目標と臨地実習および認定実技審査の関連性がわかる資料

4-1-2

卒業認定基準を定め、適切に運用しているか

■評価の観点

卒業の認定に関する方針の明確な設定と適切な運用を求めている。

※要件3の項目4：卒業の認定に関する方針の設定・公表と適切な実施

・留意事項：各大学や学部等の教育理念に基づき、社会におけるニーズを踏まえ、卒業の認定に関する基本的な方針を定め、公表するとともに、適切に実施すること。方針は、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化するものとするとともに、どのような学修成果を挙げれば卒業を認定し、学位を授与するのかを記述すること。

■チェック項目

6. 卒業認定基準が定められているか

7. 卒業認定基準が適切に運用されているか

■参照資料例

- ・卒業認定基準が定められていることがわかる資料
- ・卒業認定基準が適切に運用されていることがわかる資料

4-1-3

取組の状況を検証し、教育活動等の改善を図っているか

■評価の観点

・専攻分野の教育活動における人材要件に関する取組の成果をもとに教育活動等の改善に関する点検項目（指標）である。

・人材要件の修得状況について検証した上で、指導方法をはじめ教育活動全般における改善に役立てることを求めている。

■チェック項目

8. 到達状況の評価結果を教育の改善につなげているか

■参照資料例

・人材要件修得への取組の成果を検証して、教育内容と方法等の改善に取り組んでいるかがわかる資料、検討会等の記録

4-2 専攻分野における就職に関する取組の成果

4-2-1 就職に関する目標を設定し、達成しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・専攻分野における就職に関する目標と成果に関する点検項目（指標）である。・本項は、就職率は勿論のことそれ以外にも希望先や希望領域への就職を目標として設定する例もあることから、それらも含めて就職に関する目標と取組の成果としている。・就職に関する目標を設定した上で、それを学生等に具体的に明示していること。そして、その目標の達成度合い（成果）を確認していることを求めている。・就職率には、入学者の就職率、専門分野への就職率、求職者の就職率があるが、職業実践専門課程においては別表様式4でそれぞれを公表することになっている。専門学校では求職者就職率を一般的に用いてはいるが、それぞれの就職率の目標を定め向上に向けた取組が求められる。
■チェック項目 <input type="checkbox"/> 1. 就職に関する目標を設定しているか <input type="checkbox"/> 2. 就職に関する目標を達成しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・就職率等就職に関する目標を明示した資料・学生便覧・ガイド、就職手帳・ガイド等・過去3年間の就職率（在籍者数・就職者数・卒業者数・求職者数・専門分野就職者数とそれぞれに対する比率）（指定様式：就職率1）・就職に関する目標の達成状況が分かる資料

4-2-2 就職・進路に関する支援及び就職率の向上に向け、体制を整備し、適切に運用しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・専攻分野における就職支援の取組に関する点検項目（指標）である。・就職などの進路支援のための組織体制を整備した上で、教員と就職部門が連携して学生の就職活動の状況を把握、共有して協働して支援していること、また、関連する業界等と連携して具体的な情報提供を行うこと、更に就職指導に関するセミナー、講座の開講と就職に関する個別の相談に適切に応じていること、求職、求人、就職状況を把握することを求めている。・業界の現状、先輩の就職先、キャリア形成状況、業界側と学校との連携などについて段階的に情報提供することも必要である。・本項目では、学校の規模や学科の事情により体制が異なるところはあるものの、教員と事務部門が連携・協力して学生の就職活動支援にあたることを求めている。・新卒者が複数の企業に同時に活動するのではなく、求人への1対1対応、個別対応が主であることもあり、個別相談を中心とした就職指導が行われているが、この場合も個別の求職票や相談記録等により学生情報を把握、共有する取組が求められる。

■チェック項目

- 3. 就職など進路支援のためのキャリアセンター等の組織体制を整備し、担任教員と就職部門の連携により学生の就職活動の状況を把握、共有しているか
- 4. 関連する業界等と就職に関する連携体制を構築しているか
- 5. 履歴書の書き方、面接の受け方など、具体的な就職指導に関するセミナー・講座を開講しているか
- 6. 就職に関する個別の相談に適切に応じているか
- 7. 関連する業界等への求職、求人、就職状況を把握しているか

■参照資料例

- ・ 就職など進路指導、支援、相談体制、連携体制に関する資料
- ・ 教員と就職部門の役割分担等がわかる資料
- ・ 学生の就職活動状況を把握、共有している資料
- ・ 学生の就職活動報告書等、連絡・検討会議等の記録
- ・ 就職セミナー等関連業界等と連携・協力した就職支援に関する実績資料
- ・ 各種セミナー、説明会、講座における就職指導・支援の計画・案内・開講等の実績がわかる資料
- ・ 学生別の求職票、就職相談記録、活動状況記録
- ・ 過去3年間の関連する業界等における業種別の求人件数・求職者数・就職実績（指定様式：就職率2）

4-2-3

就職の成果、取組について分析し、就職指導・支援の改善を図っているか

■評価の観点

- ・ 専攻分野における就職に関する取組の改善活動に関する点検項目（指標）である。
- ・ 専門分野と関連する業界等への求職、求人、就職状況の把握はもとより、就職率等のデータを適切に管理、分析して点検し、結果を就職指導・支援の改善に役立てることを求めている。

■チェック項目

- 8. 求人開拓状況、就職率等、就職に関するデータを適切に管理、分析し、結果を就職指導・支援の改善に役立てているか

■参照資料例

- ・ 就職に関する資料の分析結果をもとに就職指導・支援方法の改善に取り組んでいること確認できる資料、検討会等の記録

4-3 専攻分野における資格取得率の向上と取組の成果

4-3-1 国家試験合格率の目標設定は適切か
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 専攻分野における国家試験合格に関する目標に関する点検項目（指標）である。・ 資格・免許取得率に関する目標を設定した上で、その資格・免許の内容、取得の意義を明確にして学生等に具体的に明示していること。そして、その目標の達成度合い（成果）を確認していることを求めている。・ 資格取得率の目標には、どのくらいの平均点で受かっているかという質的目標もある。
■チェック項目 <input type="checkbox"/> 1. 国家試験合格率に関する目標を適切に設定しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 国家試験合格率に関して目標を定めた文書・ 国家試験合格率に関する目標を明示した資料

4-3-2 国家試験合格率は目標とする水準にあるか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 専攻分野における国家試験合格に関する成果についての点検項目（指標）である。・ 合格率には、入学者に対する合格率、最終学年在籍者に対する合格率、実際に受験した人の合格率があるが、職業実践専門課程においては別表様式4で受験した人の合格率を公表することになっている。専門学校もそれを一般的に用いているが、それぞれの合格率の目標を定め向上に向けた取組が求められる。
■チェック項目 <input type="checkbox"/> 2. 国家試験合格率に関する目標を達成しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 過去3年間の国家試験合格率（指定様式：資格免許1）・ 既卒受験者の過去3年間の資格・免許の取得率（指定様式：資格免許2）

4-3-3 国家試験合格率向上を図る取組と指導体制はあるか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・ 国家試験合格率の向上に向けた取組に関する点検項目（指標）である。・ 資格・免許の取得に向けた指導体制を整備した上で、授業科目での指導に加え、受験対策等の特別講座を開講する、補習やグループ学習指導、個別指導など、授業を補完する学習支援の取組を作ること、また、不合格者及び卒業後の指導体制を整備していることを求めている。・ 不合格者及び不合格で卒業した学生等の再チャレンジに関しては、対象者を把握する意味からも、支援、指導を継続し、授業の聴講、受験セミナーや在校生の模擬試験に参画させるなどがある。

<p>■チェック項目</p> <p>□3. 国家試験合格に向けた指導体制を整備しているか</p> <p>□4. 特別講座、セミナーの開講等、授業を補完する学習支援の取組はあるか</p> <p>□5. 不合格者への指導体制を整備しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家試験合格に向けた指導体制がわかる資料 ・ 具体的な取組内容がわかる資料 ・ 補講、特別講座、受験対策セミナーの計画・案内・開講等の実績がわかる資料 ・ 不合格者の指導体制がわかる資料

<p>4-3-4</p> <p>国家試験合格率についての結果を分析し、教育活動及び学生支援の改善を図っているか</p>
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専攻分野における資格取得に関する取組の改善活動に関する点検項目（指標）である。 ・ 合格実績、合格率の全国平均等との比較、分析など行い、指導方法等と合格実績との関連性を検証して指導方法の改善を行うことを求めている。
<p>■チェック項目</p> <p>□6. 合格実績、合格率の全国平均等との比較・分析など行い、指導方法等と合格実績との関連性を検証し、指導方法の改善を行っているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合格実績・合格率の推移、全国平均と比較して自校の水準や取組との関連が確認できる資料 ・ 指導方法を検証して改善に取り組んでいるかを確認できる資料、検討会等の記録

4-4 卒業生の社会的評価

<p>4-4-1</p> <p>卒業生の初期キャリア状況の把握に努めているか</p>
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生の社会的評価に関する点検項目（指標）である。 ・ 卒業生や就職先の企業、施設・機関等の関係者から、専攻分野における卒業生の受賞状況、研究業績等の活動実績や社会的活動の状況を把握していることを求めている。
<p>■チェック項目</p> <p>□1. 卒業生の初期キャリア状況の調査を組織的かつ継続的に行っているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業生のキャリア調査結果など ・ 卒業生の活躍を紹介した入学案内・学校案内・学校ホームページ

4-4-2

卒業生の初期キャリア状況を踏まえ、教育活動等の改善を図っているか

■評価の観点

- ・専攻分野における卒業生の社会的評価に関する点検項目（指標）である。
- ・把握できた卒業生の活動実績等を踏まえた上で、教育活動等の改善に取り組んでいることを求めている。

■チェック項目

□2. 卒業生の初期キャリア状況を踏まえた教育活動等の改善への取組はあるか

■参照資料例

- ・卒業生の初期キャリア状況を踏まえた、教育活動等における改善への取組がわかる資料、検討会等の記録
- ・卒業生の活躍を紹介した入学案内・学校案内・学校ホームページ

基準 5 内部質保証

専門学校における内部質保証とは、専門学校自らが教育の質を保証する仕組みのことである。本項目では、法令・専修学校設置基準等の遵守、学校運営と教育活動等の自己評価と学校関係者評価、評価結果に基づく改善への取組、また、教育情報の公開状況により、PDCAサイクルによる内部質保証の仕組みが有効に機能しているか確認し評価する。

5-1 関係法令・専修学校設置基準・職業実践専門課程認定等の遵守と適正な学校運営

5-1-1 法令や専修学校設置基準、職業実践専門課程認定等を遵守し、適正な学校運営を行っているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・法令遵守による適正な学校運営に関する点検項目（指標）である。・関係法令及び設置基準等に基づき学校運営を適正に行っていること、必要な規則・規程等を整備して適正に運用していること、学校運営に必要な諸届等を適正に行っていることを求めている。・また、ハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適正に運用していること、コンプライアンスに関する相談窓口の設置と教職員と学生に対する研修、教育を行っていることなどを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none">□1. 関係法令及び専修学校設置基準、職業実践専門課程認定等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な規則・規程等を整備し、適正に運用しているか□2. 学校運営に必要な諸届等を適正に行っているか□3. ハラスメント等の防止のための方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適正に運用しているか□4. コンプライアンスに関する相談窓口を設置するとともに、教職員、学生に対し研修・教育を行っているか□5. 公益通報が可能となるような規程、体制を整えているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・専修学校設置基準への適合を記載する指定様式・職業実践専門課程認定への届出書類等（※）・学則、学校運営に関する諸規程一覧及び諸規程・理事会・評議員会の議事録等・学則改正等の所轄庁への届出の控え・ハラスメント等防止の方針を明記した文書・ハラスメント対応マニュアル等の運用資料・コンプライアンスに関する相談体制がわかる資料・法令遵守に関する情報伝達・周知のための研修等の計画・案内・開講等の実績がわかる資料・学生便覧・ガイド・公益通報が可能となるような規程、体制がわかる資料

5-1-2 個人情報保護の対策をとっているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する点検項目（指標）である。 ・個人情報保護に関する方針・規程・取扱要領等を定め、体制等を整備して適正に運用していること、取扱には学校が開設したサイトの情報漏えい等の防止策も含むこと、教職員と学生に対し、個人情報管理に関する啓発、教育を行っていることなどを求めている。
<p>■チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>6. 個人情報保護に関する方針・規程・取扱要領等を定め、体制等を整備して適正に運用しているか</p> <p><input type="checkbox"/>7. 教職員・学生に個人情報管理に関する啓発及び教育を実施しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護方針、個人情報保護規程、セキュリティポリシー、個人情報保護に関する組織体制がわかる資料 ・個人データを蓄積した電磁記録の取扱要領等 ・学校が開設したサイトの情報漏えい防止・事故発生時マニュアル等防止体制がわかる資料 ・個人情報保護に関する情報伝達、周知のための研修等の計画・案内・開講等の実績がわかる資料 ・学生便覧・ガイド

5-2 学校評価の実施と結果の公表

5-2-1 学校評価に関する方針を明確にしているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、学校評価の取組方針に関する点検項目（指標）である。 ・学校評価による教育の質保証への取組む方針は、職業実践専門課程の指定様式（別紙様式 4）にも記載している。
<p>■チェック項目</p> <p><input type="checkbox"/>1. 学校評価の実施に関する基本方針を明示しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の実施に関する基本方針を明示した資料

5-2-2

自己評価の実施体制を整備の上、自己評価を実施し、結果を公表しているか

■評価の観点

・職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、自己評価による教育の質保証への取組に関する点検項目（指標）である。

・自己評価においては、自己評価の実施に関した学則及び規程等を整備した上で、自己点検・自己評価委員会などの実施組織の体制を整備して毎年度定期的に取り組んでいること、また、評価結果は報告書に取りまとめて、学内及び学外に公表していることなどを求めている。

・なお、自己評価はエビデンス（客観的証拠）に基づくものであることを明記して、評価活動の趣旨を徹底している。

・自己評価の項目は専修学校における学校評価ガイドライン※に示されている。

※専修学校における学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月文部科学省）

関連する観点

・就学支援新制度の要件 4 ※に該当する項目である。外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施する前提として自己評価を行うことが必要である。

※4-2-2 を参照

■チェック項目

2. 自己評価の実施に関し学則及び規程等を整備しているか

3. 自己評価の実施のための組織体制を整備し、エビデンスに基づいて毎年度定期的に取り組んでいるか

4. 評価結果を報告書に取りまとめ、学内及び学外に公表しているか

■参照資料例

・学則、学校評価規程・実施要項

・評価体制・実施要領・スケジュール等学校評価を毎年度定期的実施しているかがわかる資料

・評価項目、評価活動経過の記録、評価を所管する委員会等の記録

・自己評価報告書

・学内外への公表方法、資料

5-2-3

学校関係者評価の実施体制を整備し、学校関係者評価を実施し、結果を公表しているか

■評価の観点

- ・ 職業実践専門課程の認定要件であり、学校関係者評価による教育の質保証への取組に関する点検項目（指標）である。
- ・ 学校関係者評価においては、学校関係者評価の実施に関して学則及び規程等を整備した上で、学校関係者評価委員会を設置して、自己評価結果に対する評価を毎年度定期的に取り組んでいること、また、評価結果を報告書に取りまとめ、学内及び学外に公表していることなどを求めている。
- ・ 学校関係者評価委員会は、設置課程・学科の関連業界等からの委員をはじめとした企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される。
- ・ 学校関係者評価は、専修学校における学校評価ガイドラインを踏まえ、学校が行った自己評価の結果を学校関係者評価委員会が評価することにある。このため委員長の互選は勿論のこと、学校の報告、説明に対する質問、意見、提案などをはじめとした委員会の運営を主体的に行っていることが求められる。

■関連する観点

- ・ 就学支援新制度の要件4※に該当する項目である。外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施し、その結果を開示していることを求めている。

※要件4：教育活動に係る情報について

- ・ ガイドラインを踏まえた共通様式による情報開示を行っていることが必要。
- ・ また、教育活動に係る情報の一環として、外部者が参画した学校評価（学校関係者評価）を実施し、その結果を開示していることが必要。なお、申請に当たっては、これらの情報の概要を一定の様式に従って記載することを求める予定。（職業実践専門課程申請の別紙様式4とほぼ同じ）
- ・ 学校関係者評価（自己評価と一体的に実施）の実施に向けた早急な準備が必要。

■チェック項目

- 5. 学校関係者評価の実施に関し、学則及び規程等を整備しているか
- 6. 学校関係者評価の実施のための組織体制を整備し、毎年度定期的に取り組んでいるか
- 7. 設置課程・学科の関連業界等から学校関係者評価委員を適切に選任しているか
- 8. 評価結果を報告書に取りまとめ、学内及び学外に公表しているか

■参照資料例

- ・ 学則、学校関係者評価規程・実施要項
- ・ 評価体制・実施要領・スケジュール等学校関係者評価を毎年度定期的実施していることがわかる資料
- ・ 学校関係者評価委員会名簿及び委員の選任理由（別紙様式3-2）
- ・ 評価項目、評価活動経過の記録、学校関係者評委員会の記録
- ・ 学校関係者評価報告書
- ・ 学内外への公表方法、資料

5-2-4 第三者評価を受審し、結果を公表しているか
■評価の観点 学校評価、自己評価だけでなく、第三者評価に関する意義、受審の動機、メリットまた公表の方法、効果についての考え方を問う点検項目（指標）である。 考え方に加えて、現状について記述することが求められる。
■チェック項目 <input type="checkbox"/> 9. 既に第三者評価を受審し、結果を公表しているか <input type="checkbox"/> 10. 第三者評価の受審を学内で検討しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者評価受審報告書 ・ 第三者評価モデル事業実施報告書 ・ 第三者評価受審について学内で検討した資料

5-3 学校評価に基づく改善の取組

5-3-1 学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業実践専門課程の認定要件に関わる項目であり、学校評価の結果の活用による質改善と向上に関する点検項目（指標）である。 ・ 自己評価と学校関係者評価の評価結果に基づき、学校教育と学校運営の質の改善と向上に一体的な取組を行っていることを求めている。 ・ 評価結果に基づく改善への取組を①体制、目標建て→②取組→③状況把握→④結果確認・改善のPDCA サイクルで確認する。
■チェック項目 <input type="checkbox"/> 1. 自己評価及び学校関係者評価の評価結果に基づき、目標を設定し改善に取組む体制があるか <input type="checkbox"/> 2. 改善への取組状況を把握し、結果を確認しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価及び学校関係者評価の結果に基づいて改善に取組んでいるかがわかる文書 ・ PDCAサイクルを活用して取組んだ具体的な改善事例

5-4 教育情報の公開

5-4-1 教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか
<p>■評価の観点</p> <ul style="list-style-type: none">・職業実践専門課程の認定要件であり、教育情報の公開に関する点検項目（指標）である。・専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン※1 に規定する情報及び職業実践専門課程の指定様式（別紙様式 4）※2 を公開していること、また、職業実践専門課程の認定要件に規定する公開情報を定期的に更新していることを求めている。 <p>※1 専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省） ※2 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要領</p> <ul style="list-style-type: none">・専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインでは財務情報を含む学校運営と教育活動に関する多岐にわたる情報の公開を求めている。・職業実践専門課程の別紙様式 4 は、文部科学省の示す要項に従いその年度の最新版により学校ホームページに公表すること、またそれをダウンロードできることなどを求めている。 <p>■関連する観点</p> <ul style="list-style-type: none">・就学支援新制度の要件 4 ※に該当する項目である。専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインを踏まえた共通様式による情報開示を行っていることを求めている。※4-2-2 を参照
<p>■チェック項目</p> <p>□1. 専門学校における情報提供等への取組の関するガイドラインに規定する情報を公開しているか</p> <p>□2. 職業実践専門課程の認定要件に規定する公開情報を定期的に更新しているか</p>
<p>■参照資料例</p> <ul style="list-style-type: none">・専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの項目と公開している情報・職業実践専門課程認定への届出書類等（※）・学校ホームページの情報公開タイトル画面のコピー・公開している職業実践専門課程の申請指定様式（※別紙指定様式 4）

基準 6 経営・財務

基準 6 は学校法人による設置を念頭に置いており、社団法人など、学校法人以外が設置する場合はそれぞれの定めによる。

専門学校の教育目的を達成するために設置法人の適正な運営と安定した財務基盤が求められる。

本項目では、教育活動を安定的かつ継続的に進めるための設置法人の組織運営、財務運営と監査の実施、財務情報の公開について実施状況を確認し評価する。

6-1 設置法人の組織運営

6-1-1

設置法人は寄附行為に基づく組織運営を適正に行っているか

■評価の観点

- ・ 設置法人の組織と運営に関する点検項目（指標）である。
- ・ 理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適正に開催していること、必要な審議を行って議事録を作成していること、寄附行為の改正は適正な手続きにより行っていること、また、事業計画の確実な執行など理事会の適切な運営を求めている。
- ・ 理事会、評議員会は、寄附行為に基づき適正に開催しているかには、理事、評議員の選任、理事、評議員の出席状況及び欠席時の委任の適切性を含んでいる。
- ・ 私立学校法※の改正による法人運営に関する小項目とチェック項目を 6-1-2～6-1-5 に規定している。

※私立学校法関連：第 35 条（役員）、第 35 条の 2（学校法人と役員との関係）、第 36 条（理事会）、第 37

条（役員の職務等）、第 38 条（役員の選任）、第 39 条（役員の兼職禁止）、第 40 条（役員の補充）、第

44 条の 2（役員为学校法人に対する損害賠償責任）、第 44 条の 3（役員の第三者に対する損害賠償責任）、

第 44 条の 4（役員の連帯責任）、第 48 条（報酬等）

関連する観点

- ・ 修学支援新制度の要件 2※に該当する項目である。設置法人の理事には産業界等の外部人材を複数任命していることを求めている。

※要件 2：外部人材の理事への任命

- ・ 学校法人の業務執行において重要な役割を有する「理事」に、任命の際現に当該大学等を設置する法人の役員や職員でない産業界等の外部人材を複数任命していること。

■チェック項目

- 1. 理事会、評議員会は、寄附行為に基づき適正に開催しているか
- 2. 理事会、評議員会は必要な審議を行い、適切に議事録を作成しているか
- 3. 寄附行為は、必要に応じて適正な手続きを経て改正しているか
- 4. 役規程員に関するが整備されているか

■参照資料例

- ・学校法人においては寄附行為、理事会、評議員会の名簿、それ以外の場合は該当する資料
- ・学校法人においては理事会、評議員会の議事録、それ以外の場合は該当する資料
- ・評議員会への諮問状況を示す資料
- ・役員報酬規程等、役員に関する規程が分かる資料

Y

6-1-2

中長期的な計画を策定し実行しているか

■評価の観点

学校法人の中長期計画の策定と実行体制に関する点検項目（指標）である。
長期計画においては将来的なビジョン、夢。中期計画においては単年度計画において確認される学科の現状（募集状況等）業界の状況に基づき、マーケットの学校、学科の財務状況、組織の体力、人材の状況を勘案し、現学科との伸長を予測しさらに新学科設置など、投資計画を含めた計画立案を求めている。
また、実行のための組織を明確化することも含んでいる。

■チェック項目

- 5. 中期事業計画等を策定し実行する体制があるか
- 6. 単年度の事業計画の結果を踏まえて、中長期計画を適宜修正しているか

■参照資料例

- ・中期事業計画書
- ・当該年度の事業計画書、予算書

6-1-3

機能的な意思決定のできる体制を整備し、適正に運用しているか

■評価の観点

- ・私立学校法改正による、設置法人の意思決定体制の整備と運営に関する点検項目（指標）である。
- ・権限を適切に分散し、責任と役割を明確にして、機能的に意思決定のできる体制により法人運営を行うこと、また理事長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整えることを求めている。

■チェック項目

- 7. 教育理念・目的の達成に向けて機能的な意思決定のできる体制を整備し、適切に運営しているか
- 8. 理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備しているか

■参照資料例

- ・機能的な意思決定のための仕組み（常務理事会、担当理事による責任体制など）が分かる組織図、資料
- ・理事長の補佐体制等、リーダーシップを発揮できる環境を示す資料

6-1-4

設置法人は学校との意思疎通と連携を適切に行っているか

■評価の観点

- ・私立学校法改正による、設置法人と学校の円滑かつ確実な意思疎通と連携体制に関する点検項目（指標）である。
- ・設置法人と学校が意思疎通と連携を円滑に行うためには、それぞれの役割と権限、意思決定の範囲が明確になっていることが前提にある。その上で円滑かつ確実なコミュニケーションを図っていること、そのためには教職員の提案などをくみ上げる仕組みの整備が必要であることを求めている。

■チェック項目

- 9. 設置法人と学校の役割と権限、意思決定の範囲は明確になっているか
- 10. 設置法人は学校との意思疎通と連携を適切に行っているか
- 11. 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか

■参照資料例

- ・設置法人と学校の役割と権限、意思決定の範囲が分かる資料
- ・設置法人と学校との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
- ・教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料

6-1-5

設置法人の管理運営をチェックする体制を適正に運用しているか

■評価の観点

- ・私立学校法改正による、設置法人の管理運営のチェックに関する点検項目（指標）である。
- ・監事の選任と監事による法人運営の点検等について、6-3 監査・財務情報の公開での項目と書き分けている。

■チェック項目

- 12. 監事の選任は適切に行われているか
- 13. 監事は、理事会及び評議員会などへ出席し、設置法人の業務および財産の状況について意見を述べているか

■参照資料例

- ・監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料
- ・設置法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料

6-1-6

付随事業と収益事業は文部科学省通知に準じて扱っているか

■評価の観点

- ・法人が付随事業、収益事業を行う場合の適切な扱いに関する点検項目（指標）である。
- ・学校法人は、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業及び収益事業を行うことができるとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることからその適切な運営を確保していく必要がある。
- ・文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業、収益事業についての扱いについて示された平成 21 年 2 月 26 日文部科学省通知（20 文科高第 855 号）、令和3年10月1日文部科学省通知（高私行第9号）に準じて、寄附行為への記載、事業の範囲、会計に関する表示方法、などについて適切な取扱いが求められている。

■チェック項目

14. 付随事業と収益事業は大臣所轄法人向けに発出された平成 21 年 2 月 26 日文部科学省通知（20 文科高第 855 号）などにに基づき、寄附行為に定め適正に扱っているか

■参照資料例

- ・法人の事業報告書、予算書、決算書
- ・寄附行為に関する資料

6-1-7

人事、給与に関する制度を整備し、適正に運用しているか

■評価の観点

- ・人事、給与に関する点検項目（指標）である。
- ・採用基準、採用手続及び昇給・昇格、人事考課に関する基準・規程等を整備して適正に運用していること、また、給与支給等に関する規程を整備して適正に運用していることを求めている。
- ・労働時間の管理では、特に教員においては授業及びその準備と学生指導関連業務以外にも学生募集を始めとした校務分掌等で割り振られる業務も含めた全体の業務量の把握、管理も含まれる。

■チェック項目

15. 採用基準、採用手続及び昇給・昇格、人事考課に関する基準・規程等を整備し、適正に運用しているか

16. 給与支給等に関する規程を整備し、適正に運用しているか

17. 教職員の勤務体制を整備し、労働時間を適切に管理しているか

■参照資料例

- ・教職員の採用基準、採用手続に関する規程
- ・昇給・昇格に関する規程等業績評価制度・人事考課に関する規程等
- ・給与規程、退職金規程等
- ・就業規則、人事規程
- ・教職員の勤務体制、労働時間の把握、管理の仕組み等が分かる資料

6-2 財務運営

6-2-1

事業計画等に基づき予算を編成し、適正に執行管理を行い、決算書を作成しているか

■評価の観点

- ・ 事業計画に基づく予算編成及び予算執行に関する点検項目（指標）である。
- ・ 教育理念、教育目的を実現するための財政基盤もしくは必要な予算を確立していること、教育理念、教育目的、中期及び年度の事業計画等と予算の整合性を図っていることを求めている。
- ・ また、予算の編成過程及び決定過程を明確にしていること、予算規程、経理規程を整備していること、予算の執行計画の策定と計画に基づくチェックを行っていること、予算超過が見込まれる場合、適切に補正措置を行っていることなどを求めている。

■チェック項目

- 1. 教育理念、目的を実現するための財政基盤若しくは必要な予算を確立しているか
- 2. 教育理念、教育目的、中期事業計画、事業計画等と予算の整合性を図っているか
- 3. 予算の編成過程及び決定過程は明確になっているか
- 4. 予算規程、経理規程を整備しているか
- 5. 予算の執行計画を策定し、計画どおり執行しているかチェックを行っているか
- 6. 予算超過が見込まれる場合、適切に補正措置を行っているか
- 7. 決算関連書類として事業報告書、貸借対照表、損益計算書を作成しているか

■参照資料例

- ・ 当該年度の事業計画書、予算書
- ・ 中期事業計画書
- ・ 予算審議理事会議事録
- ・ 予算・経理規程
- ・ 予算執行計画
- ・ 補正予算書（補正前後）、議事録
- ・ 報告審議理事会議事録
- ・ 事業報告書、貸借対照表、損益計算書

6-2-2

学校及び法人運営の財務基盤は安定しているか

■評価の観点

- ・学校及び設置法人の財務運営に関する点検項目（指標）である。
- ・学校及び学校法人の財務基盤の安定に向け、主要な財務分析を行い、学校及び学校法人の財務関係比率について自己評価における指標及び目標を定め、その達成状況について評価することが必要である。また、学校及び学校法人の財務基盤の安定性を確保するためには、以下の点に留意し自己評価する必要がある。
- ・応募者数・入学者数及び定員充足率の推移を把握しているか
- ・収入と支出のバランスがとれているか
- ・貸借対照表の翌年度繰越消費収入超過額がマイナスとなっている場合、それを解消する計画を立てているか
- ・消費収支計算書の当年度消費収入超過額がマイナスとなっている場合、その原因を正確に把握しているか
- ・設備投資が過大になっていないか
- ・負債は返還可能な範囲で妥当な数値となっているか
- ・財務基盤については、主要な財務数値に関する財務分析を行っていることを求めている。その上で、学校及び設置法人の財務関係比率について自己評価における指標や目標を定めていること、学校及び設置法人の財務関係比率はその指標、目標に照らして十分に達成していることを求めている。
- ・借入返済比率をはじめ、所轄庁が用いている設置認可時の財務指標などを参考に目標値を定めていることを確認する。
- ・これらは過去3年間の資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録及び法人基本調査票、財務関係比率により確認する。

■チェック項目

- 8. 学校及び学校法人運営の財務基盤は安定しているか
- 9. 主要な財務数値に関する財務分析を行い、学校及び法人の財務関係比率について自己評価における指標や目標を定めているか
- 10. 学校及び法人の財務関係比率は上記の指標、目標に照らして十分に達成しているか

■参照資料例

- ※学校会計基準に準拠した下記の計算書類（学校法人等基礎調査票写し）
- ・過去3年間の資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表を含む）
 - ・過去3年間の事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）
 - ・過去3年間の貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表、基本金明細表、注記も含む）
 - ・過去3年間の財産目録及び法人基本調査票（計算書類の年度と一致した調査票）
 - ・過去3年間の財務関係比率

6-3 監査の適切な実施と財務情報の公開

6-3-1 私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・私立学校法に基づく、監査に関する点検項目（指標）である。・監査については、監事は設置法人の業務及び財産状況を適切に示した監査報告書を作成して理事会等に報告していることを求めている。また、監事の監査に加えて、公認会計士等による外部監査の実施、また監査時における改善意見を記録し、適切に対応していることを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none">□1. 学校法人の業務及び財産状況を適切に示した監査報告書を作成し理事会等に報告しているか□2. 監事の監査に加えて、公認会計士又は監査法人による外部監査を実施しているか□3. 監査時における改善意見について記録し、適切に対応しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・ 監事監査報告書・ 会計監査人監査報告書・ 監査指摘事項及びその回答書（財務改善計画書）

6-3-2 私立学校法に基づく財務情報公開体制を整備し適正に運用しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・私立学校法に基づく、財務情報の公開に関する点検項目（指標）である。・財務公開規程を整備して適切に運用していること、公開が義務づけられている財務帳票、事業報告書を作成していること、財務公開の実績を記録していることを求めている。・公開方法については学校ホームページに掲載するなどの積極的な公開に取り組んでいることを求めている。・学校法人以外が設置する場合であっても同様の体制整備と適正な運用を求めている。 ■関連する観点 <ul style="list-style-type: none">・修学支援新制度の要件4※に該当する項目である。学校法人にあつては、私立学校法によって開示や閲覧が義務づけられている財務諸表等、その他の法人も、それぞれの法律に則り作成する財務諸表等を開示していることを求めている。・申請様式イメージとして、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書、財産目録、事業報告書、監事による監査報告書を例示している ※要件4：学校法人にあつては、各法人において準用する独立行政法人通則法や、私立学校法によって開示や閲覧が義務づけられている財務諸表等を開示していることを要件とする。 <ul style="list-style-type: none">・専門学校についての特例：専門学校を設置するその他の法人についても、それぞれの法律に則り作成する財務諸表等について学校法人に準じて開示していることを求める。

■チェック項目

- 4. 財務公開規程を整備し、適切に運用しているか
- 5. 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、公開しているか
- 6. 財務公開の実績を記録しているか
- 7. 公開方法についてホームページに掲載するなど積極的な公開に取り組んでいるか

■参照資料例

- ・ 財務公開規程
- ・ 公開する財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書
- ・ 財務公開実績
- ・ 法人ホームページ、学校ホームページ

基準 7 学校組織・学校運営

専門学校の教育目的を達成するためには学校運営組織の整備と適正な運営、また、不測の事態に備え学校保健安全法に基づく学校安全への取組も求められる。

本項目では、学校運営組織の整備、学校運営方針と事業計画、安全対策、防災について実施状況を確認し評価する。

7-1 学校の運営組織

7-1-1

適切な学校運営のための組織を整備しているか

■評価の観点

- ・ 学校の組織と運営に関する点検項目（指標）である。
- ・ 学校運営は、校長が適切にリーダーシップを発揮できる環境を整え、権限を適切に分散し責任と役割を明確にすることを求めている。
- ・ 学校運営は、必要な事務及び教学組織を整備していること、教職員を適切に配置していること、組織運営に必要な規程等を整備して適正に運用することを求めている。
- ・ 組織運営に関わる規程等のうち、会議、委員会等の規程においては位置づけ、目的、構成員、審議・決定事項等を明確にする必要がある。また、規程等を整備し、適正に運用には、必要に応じて適正な手続きを経て改正することを含んでいる。
- ・ 本項目は学校運営における規程の重要性を説明している。学校運営等の意思決定を行う会議等の規程や記録は、それを適正に行っていることを確認するエビデンスとして必須である。

■チェック項目

- 1. 校長がリーダーシップを適切に発揮するための仕組みを整備しているか。
- 2. 学校運営に必要な事務及び教学組織を整備しているか
- 3. 事務及び教学組織には必要な教職員を適切に配置し、役割を明確化しているか
- 4. 組織運営に必要な規程等を整備し、適正に運用しているか

■参照資料例

- ・校長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、補佐体制、調査・企画部門など）が分かる資料
- ・寄附行為、理事会、評議員会の名簿
- ・理事会、評議員会の議事録
- ・学則、組織運営規程、学校運営組織図、校務分掌規程等
- ・教員編成表・教員組織図等教員の組織体制がわかる資料
- ・会議、委員会の規程（位置付け・役割等の記載があるもの）
- ・改正履歴がわかる規則・規程等
- ・会議、委員会の記録
- ・規程等の改正を審議した会議・委員会の記録

7-1-2

意思決定の仕組みを明文化しているか

■評価の観点

- ・学校の組織と意思決定の仕組みに関する点検項目（指標）である。
- ・学校運営に必要な諸事案の決定のプロセスやルールは学校により異なるが、それを適切に行うためには意思決定の権限や役割分担等を明確にした意思決定システムを確立する、それを規程等により明文化して運用する必要がある。例えば会議の参加者、審議・決定事項、課題などを明文化した上で運営することが必要である。

■チェック項目

□5. 意思決定システムに関する規程等を整備し、適正に運用しているか

■参照資料例

- ・組織規程等意思決定のルールを明確化した規程等
- ・組織運営規程、校務分掌規程、稟議書等

7-1-3

学校運営に関わる教職員の資質・能力向上への取組を組織的に行っているか

■評価の観点

- ・学校運営に関わる教職員の資質向上に向けた取組に関する点検項目（指標）である。
- ・2-5-3 には専攻分野における教員研修の組織的な取組を規定しているが、本項は学校運営に携わる教員、事務職員の組織的な研修への取組を求めている。
- ・学校運営に関する業務遂行のために必要な教職員の資質・能力開発に向けた組織的な取組で、具体的にはSD (Staff Development) などがある。

■チェック項目

□6. 学校運営に関わる教職員の資質・能力向上に向け、職務遂行能力の開発のための研修等を組織的に実施しているか。

■参照資料例

- ・研修規程、研修計画・実施の記録
- ・育成制度などが分かる資料

7-2 運営方針・事業計画

7-2-1 運営方針・事業計画・重点目標を適正に決定しているか
■評価の観点 ・学校の組織と運営に関する点検項目（指標）である。 ・年度の運営方針・事業計画・重点目標、中期事業計画の決定に必要な審議を行い、その記録を作成していることを求めている。
■チェック項目 □1. 運営方針・事業計画・重点目標、中期事業計画の決定に必要な審議を行い、記録を作成しているか
■参照資料例 ・運営方針・事業計画・予算・重点目標、中期事業計画の決定に関する理事会等の議事録

7-2-2 運営方針と事業計画・重点目標を文書化し、教職員に周知・徹底しているか
■評価の観点 ・学校の組織と運営に関する点検項目（指標）である。 ・学校運営については、年度の運営方針・事業計画・重点目標を文書化するなどして明確に定めていること、事業計画の執行体制、業務分担等と進捗管理及び見直しの時期、内容を明確にしていることを求めている。 ・年度の事業計画への事業目標等の明示、また中期事業計画（3～5年）を作成していることを求めている。 ・年度の運営方針・事業計画・重点目標、中期事業計画は教職員等に周知していることを求めている。 ・学校運営は事業計画に沿って適切に行うものだが、事業計画には財務との関連、予算との対応が求められることは言うまでもない。
■チェック項目 □2. 運営方針・事業計画・重点目標を文書化するなど明確に定めているか □3. 事業計画の執行体制、業務分担等と進捗管理及び見直しの時期・内容を明確にしているか □4. 中期事業計画（3～5年）を作成しているか □5. 運営方針・事業計画・重点目標、中期事業計画を教職員等に周知しているか
■参照資料例 ・運営方針、事業計画書、重点目標、中期事業計画を明記した文書 ・事業計画の執行、業務分担などがわかる資料 ・当該年度及び前年度分の事業計画書 ・教職員への周知文書、説明の記録等

7-3 学校における安全対策

7-3-1 学校における安全管理体制を整備し、適切に運営しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・不測の事態等に備えた学校安全に関する点検項目（指標）である。・学校保健安全法※に基づく学校安全計画の策定、防犯体制の整備と適切な運用、授業中に発生した事故等に関する対応マニュアルの作成と適切な運用、薬品等の危険物の定期的なチェック、廃棄物等の処理に関してマニフェスト等の管理などへの適切な対応、担当教員の明確化などによる実習等の安全管理体制を整備していることなどを求めている。 ※学校保健安全法第 32 条（専修学校の保健管理等）
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>1. 学校安全計画を策定しているか<input type="checkbox"/>2. 防犯体制を整備し、適切に運用しているか<input type="checkbox"/>3. 授業中に発生した事故等に関する対応マニュアルを作成し、適切に運用しているか<input type="checkbox"/>4. 薬品等の危険物、廃棄物等の処理などについて、定期的にチェックを行うなど適切に運用しているか<input type="checkbox"/>5. 担当教員の明確化など実習等の安全管理体制を整備しているか
■参照資料例 <ul style="list-style-type: none">・学校安全計画、教職員の役割分担等がわかる資料・防犯体制に関する資料、教職員の対応手順等がわかる資料・事故対応マニュアル等、教職員の対応手順等がわかる資料・危険物台帳・チェック表等の危険物の管理状況のわかる資料・廃棄物等のマニフェスト等・実習等の安全管理体制、教職員の対応手順等がわかる資料
7-3-2 防災に関する組織体制を整備し、適切に運営しているか
■評価の観点 <ul style="list-style-type: none">・防災に関する点検項目（指標）である。・消防計画の策定と所轄の消防署への届出、防災（消防）訓練の定期的な実施と記録保存、法令に基づく消防設備等の整備及び保守点検と改善対応、大規模災害時における地域等と防災協定を結ぶなどの連携体制の整備、教職員・学生に対する防災研修・教育を行っていることなどを求めている。
■チェック項目 <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 6. 消防計画を策定し所轄の消防署へ届出しているか<input type="checkbox"/> 7. 防災（消防）訓練を定期的な実施し、記録を保存しているか<input type="checkbox"/> 8. 消防設備等の整備及び保守点検を法令に基づき行い、改善が必要な場合は適切に対応しているか<input type="checkbox"/> 9. 大規模災害時における地域等との連携体制を整備しているか<input type="checkbox"/> 10. 教職員・学生に防災研修・教育を行っているか

■参照資料例

- ・ 所轄消防署へ届出、承認を得た消防計画
- ・ 実施要項等防災（消防）訓練を定期的に行っているかがわかる資料、実施記録
- ・ 法令に基づく消防設備等の保守点検を行い、改善・補修等を行っているかがわかる資料
- ・ 大規模災害時における地域等との連携内容、体制等がわかる資料
- ・ 防災に関する情報伝達、周知のための研修・教育の計画・案内・開講等の実績がわかる資料
- ・ 学生便覧・ガイド

基準 8 社会貢献

専門学校には施設・設備や教員等を活用した社会的な活動や地域貢献活動を積極的に行うことが期待されている。このような活動は、学生に対する教育的意義があり、学生のボランティア活動への参加を促す効果もある。

本項目では、社会貢献・地域貢献への取組の実績や学生のボランティア活動の状況を確認し評価する。

8-1 社会貢献・地域貢献

8-1-1

学校の教育資源を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか

■評価の観点

- ・ 学校の施設・設備や教員等を活用した社会的な活動や地域への貢献に関する点検項目（指標）である。
- ・ 社会的な活動における業界・学校・行政・地域等との連携に関する方針等を整備することを求めている。
- ・ 学校が組織的に行う取組、学校としての取組の姿勢を明確にすることを求めている。
- ・ また、国の機関等からの委託研究及び雇用促進事業の受託、学校の施設・設備等の地域・関連業界・卒業生等への開放、高等学校等が行うキャリア教育への教員派遣や実習施設の提供などの協力、地域の受講者等を対象とした公開講座を開講していることなどを求めている。
- ・ 社会人の学び直し支援や厚労省関係の就労支援、職業実践教育訓練や非正規雇用労働者のための訓練制度などへの対応の可否についても明確にしておきたい。
- ・ 平成 28 年 6 月から新たに選挙権が 18 歳以上に与えられたことに鑑み、選挙を通じた社会参加と果たすべき社会的な義務、また自立した責任ある消費行動を行うことなどについて学生に伝えることも求められていることから、学校の姿勢や取組を明確にしておきたい。

■チェック項目

- 1. 業界・学校・行政・地域等との連携に関する方針等を整備しているか
- 2. 国の機関等からの委託研究及び雇用促進事業について積極的に受託しているか
- 3. 学校の施設・設備等を地域・関連業界・卒業生等に開放しているか
- 4. 高等学校等が行うキャリア教育実施に教員派遣や実習施設を活用するなど積極的に協力しているか
- 5. 地域の受講者等を対象とした公開講座を開講しているか
- 6. 学生の責任ある行動に対する意識の醸成に向けた主権者教育や消費者教育などに取組んでいるか

参照資料例

- ・ 業界・学校・行政・地域等との連携活動に関する方針・協定等
- ・ 社会活動への参加に関して学校としての取組の姿勢がわかる資料
- ・ 国の機関等が行う調査研究の受託資料
- ・ 雇用対策等の各種事業の受給者の実績がわかる資料
- ・ 施設の開放実績がわかる資料
- ・ 地域の諸活動への参加・支援状況の実績がわかる資料
- ・ 高等学校等の職業教育・キャリア教育支援の実績がわかる資料
- ・ 授業実施の協力に関する協定等
- ・ 生涯学習等公開講座の計画・案内・開講等の実績がわかる資料
- ・ 主権者教育や消費者教育などの計画・実施等の実績がわかる資料

8-2 ボランティア活動

8-2-1

学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか

■評価の観点

- ・ 学生のボランティア活動の支援に関する点検項目（指標）である。
- ・ 一般的なボランティア活動全般に学生が参加する場合の受付や活動支援と実績・実態の把握、学校がどのような体制を整えて支援しているかを明確にすることを求めている。
- ・ 学生がボランティア活動に参加し、地域社会に貢献することを通して実践的な学習ができるように、ボランティア活動の窓口を設置する、またボランティア活動の単位を認定する※などの組織的な支援体制の整備と、ボランティアの活動実績を把握していることを求めている。

※学校外におけるボランティア活動、就業体験、スポーツ又は文化に関する活動に係る学修で一定の要件を満たすものを自校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる（平成 11 年文部大臣告示第 184 号に定める学修、告示 10 条 1 項関係）

■チェック項目

- 1. 活動の窓口の設置など、組織的な支援体制を整備しているか
- 2. ボランティアの活動状況・実績を把握しているか

■参照資料例

- ・ ボランティア活動の支援に関する規程
- ・ 学校による支援・推進体制、受付窓口等がわかる資料
- ・ 学生便覧・ガイド
- ・ ボランティア活動報告、活動状況報告書活動実績がわかる資料

令和 5 年 7 月発行(禁無断掲載)

第三者評価基準書 ver1.0

発行 一般社団法人柔道整復教育評価機構

〒105-0013 東京都港区浜松町1-6-2 丸神ビル1F

TEL 03-6435-6695 FAX 03-5405-3790